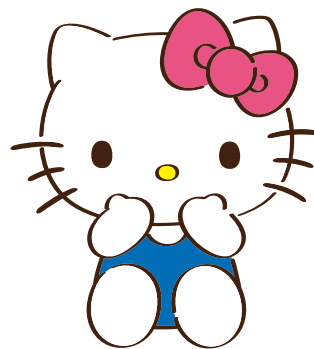


2023年度決算のご報告

フコクしんらい レポート 2024

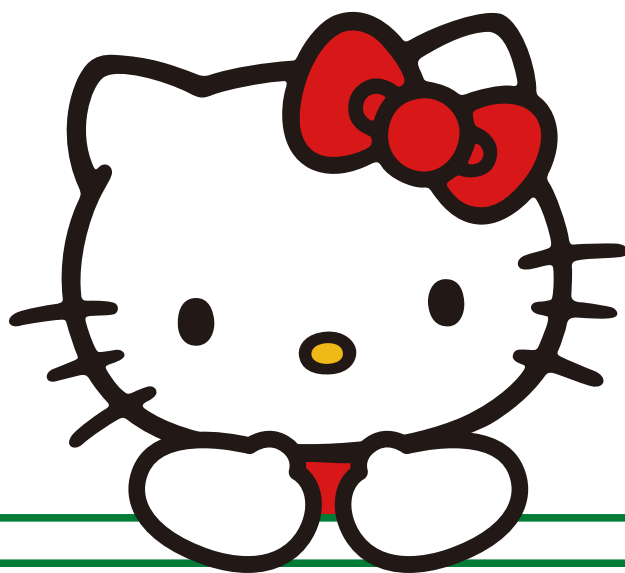


HELLO KITTY © 2024 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L651740

「フコクしんらい」の 「しんらい」って、なんだろう。

商品やサービスを通して、
本当に「しんらい」されるパートナーになりたい。
「しんらい」を社名に持つ生命保険会社として、
「しんらい」を考え、深めて、歩み続けていきます。

「しんらい」を、
社名に込めた会社として。



「フコクしんらい生命」はフコク生命グループの一員です。

CONTENTS

ごあいさつ	1
フコクしんらい生命のあゆみ	1
企業理念体系	3
決算の概要	5
「お客さま基点」の業務運営	9
持続可能な開発目標 (SDGs) への 貢献について	12
CSRの取組み	14
トピックス	17
資料編	20
Ⅰ 会社の概況および組織	21
Ⅱ 保険会社の運営	25
Ⅲ 直近事業年度における事業の概況	35
Ⅳ 直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標	47
Ⅴ 財産の状況	48
Ⅵ 業務の状況を示す指標等	63
Ⅶ 特別勘定に関する指標等	85
Ⅷ 保険会社およびその子会社等の状況	85
生命保険協会統一開示基準項目一覧	86

本誌は保険業法第111条にもとづき作成しております。

ご あ い さ つ



ご契約者をはじめ皆さま方には、日頃より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。また、1月に発生しました令和6年能登半島地震で被害を受けられました皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

この4月に、代表取締役社長として就任いたしました森下でございます。皆さまのご期待にお応えできますよう、誠心誠意取り組んでまいります所存です。どうぞよろしくお願いいたします。

2023年度のが国経済は、新型コロナウイルスが感染症法の5類に移行したことで、個人消費や企業生産活動の再開が進み、また、円安を背景としたインバウンド需要や省力化投資、AI関連投資により、全体として緩やかな回復基調が続きました。

しかし、生命保険会社を取り巻く環境は、人口減少や高齢化、デジタルトランスフォーメーションの急速な展開、地政学的リスクの強まり、また、国内では日銀のマイナス金利の解除など、大きな変化の中にあり、不確実性は高まる一方にあります。

こうした経営環境のもと、当社はお客さまに安心をお届けする生命保険会社としての使命をより一層強く感じるとともに、安定的な事業運営とお客さまからの多様なニーズにお応えする取組みを実施してまいります。

商品面では、認知症・介護の分野を保障する商品や、新たな感染症への備えに対するニーズの顕在化等を踏まえた商品をご提供しているほか、「利率更改型一時払終身保険」は、資産形成や相続時の円滑な資産承継に対する根強いニーズに応える商品として多くのお客さまのご支持をいただき、2023年度は販売開始以来最高の販売額となりました。また、2024年4月より80歳以上のお客さまもご加入いただける「利率固定型一時払終身保険」を発売しました。

フコクしんらい生命のあゆみ

2008年2月、「共栄火災しんらい生命保険株式会社」を前身に、フコク生命グループにおける、代理店をとおり、企業理念に「一翼をになう存在をめざして」を掲げ、お客さまに寄り添いながらあゆみ続けています。

1996年

- ・共栄火災海上保険相互会社の全額出資子会社「共栄火災しんらい生命保険株式会社」として設立

2008年

- ・フコク生命グループの「フコクしんらい生命保険株式会社」として東京都港区白金台にて営業開始
- ・「3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険」、「がん保障定期保険特約」を発売

2011年

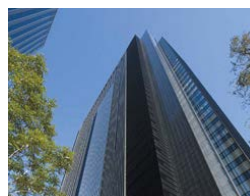
- ・2010年度末の総資産が1兆円を突破
- ・「解約返戻金抑制型医療保険」を発売

2012年

- ・本社を東京都新宿区西新宿へ移転

2017年

- ・「お客さま基点」にもとづいた、お客さま本位の業務運営のさらなる推進を図るため、『「お客さま基点」の業務運営方針』を公表



西新宿本社ビル

お客さまサービス面では、ご契約者・被保険者さまにもしものことがあった際に、指定されたご家族がサポートをしていただくことのできるサービスとして、2024年4月より「しんらいのご家族サポートサービス」を開始しました。また、同じく2024年4月より保険料のクレジットカード払を導入しています。このほかにもお客さまの利便性向上に向けて、各種お申し出などを通じた「お客さまの声」を経営に活かす取組みを継続しております。

今後もお客さまの価値観やライフスタイルの変化に応じたサービスと多様な保障のラインアップを取りそろえ、お客さま一人ひとりに合わせた柔軟な人生設計を、同じ志を持ったパートナーである代理店とともにお手伝いいたします。

加えて、相続税セミナーや終活セミナー、認知症予防セミナーなどの各種セミナーを継続して開催しております。SDGsの達成に向けた取組みの強化、地域社会への貢献を目的とした保険販売を通じた共同寄付の取組みも、賛同いただける信用金庫の輪を拡げながら継続しており、皆さまが安心して暮らせる地域社会づくりの一翼を担ってまいります。

今後もフコク生命グループ共通の価値観である「お客さま基点」のもと、お客さまに寄り添った業務運営を推進し、経営品質の向上を図るとともに、当社の理念をお客さまとの信頼のもとに実現すべく努めてまいります。

本年も変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社

代表取締役社長 森下 俊彦

した保険販売を担う会社として当社「フコクしんらい生命保険株式会社」は誕生しました。

2018年

- ・ 認知症診断給付金付「介護保障定期保険特約」を発売
- ・ 無告知型の円建て終身保険「利率更改型一時払終身保険」を発売

2019年

- ・ 「人生100年時代共創プロジェクト」～認知症にやさしい地域社会づくりの一翼を担う～のスタート
- ・ 「軽度介護保障特約」を発売

2021年

- ・ SDGs達成に向けた取組みとして、信用金庫と連携し、保険販売を通じた共同寄付の取組みを開始
- ・ 「解約返戻金抑制型医療保険」を改定

2023年

- ・ フコクしんらい生命開業15周年

2024年

- ・ 無告知型の円建て終身保険「利率固定型一時払終身保険」を発売



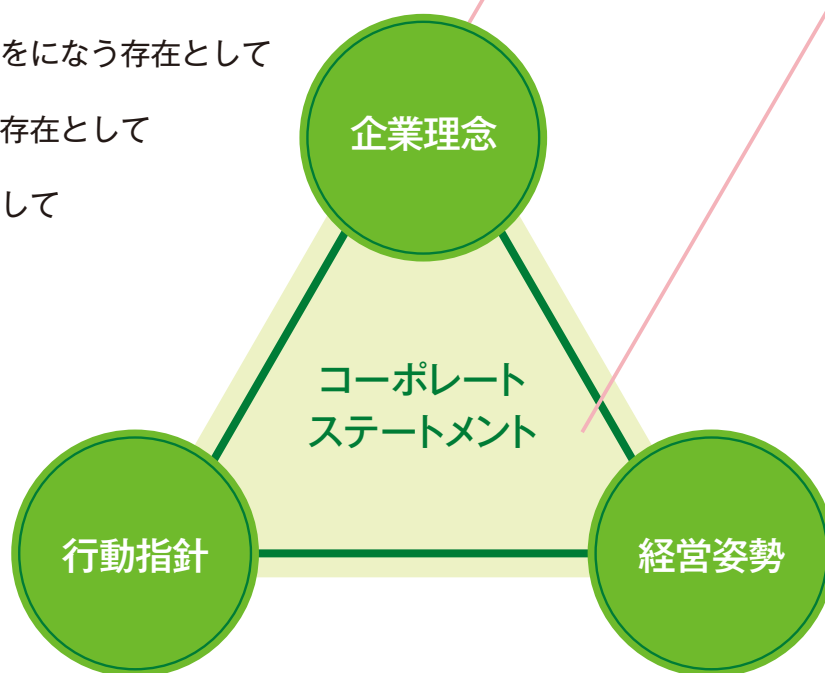
■ 企業理念

当社は「会社の存在理由」に以下の理念を掲げます。

「一翼をになう存在をめざして」

お客さまとの長いおつきあいがあればこそ提供できる
保険商品やサービスの開発を通して、
お客さま一人ひとりの生活の一翼をになう存在をめざします。

- お客さまの生活の一翼をになう存在として
- パートナーの一翼をになう存在として
- フコク生命グループの一翼をになう存在として
- 職員の人生の一翼をになう存在として
- 社会の一翼をになう存在として



■ 行動指針

企業理念、経営姿勢に呼応して、職員一人ひとりが日常業務に取り組むべき姿勢を示し、あらゆる業務活動を行う際の指針としています。

- 前むきに考え、挑戦する
- わかりやすく、親身に、迅速に
- 夢と創造性を大切にする
- 広く社会に目を向ける
- たえず自分を高め、かけがえのない一員となる



フコクしんらい
smart life partner

■ コーポレートステートメント

smart life partner

企業理念のエッセンスを端的な言葉で表したものがコーポレートステートメントです。

「ライフパートナー」という言葉には、お客さまと長く良好な関係を築いていきたいとの想いを込めています。また、「スマート」では、お客さまと長く良好な関係を築くために、お客さまのニーズを的確に察知し、機敏に行動に移すという価値を付加するとの私たちの強い意志を表現しています。さらには、お客さまの人生をスマートライフにするという意志と知恵を持った価値あるパートナーになりたいとの想いも込めており、これらを着実に実現していくことで、私たちは企業理念を体現し続けれます。

■ 経営姿勢

当社は企業理念を実現するために、「Smart Insurance Company」をキーワードに、以下の5つの経営姿勢で臨みます。

Smart Insurance Company をめざす経営

- スマートな商品と良いフットワークが身上の企業ブランドを実現する
- お客さま基点の独自の保険商品とサービス体制で
パートナーの価値を高める魅力的な専門カンパニーをめざす
- 優れた人材の育成と職員の自己実現の一致をめざす
- 会社を支えるシステムや組織の刷新を常に図り、新時代をリードする価値を創出する
- 最大たらんよりは最優たれをモットーに、凜とした経営を実現する

企業理念の実現に向けて～パートナー(代理店)とともに～

企業理念の実現に向け、当社は、お客さまとの長いお付き合いの中で必要とされる保険商品やサービスを先がけて開発・提供するメーカーでなければならないと考えています。そのためには、お客さま一人ひとりの人生を、当社にとって大切なパートナーである代理店*の皆さまとともにみつめ続けていくことが重要となります。

こうした考えのもと、当社は、代理店と当社がお客さまと長くお付き合いできるよう、商品ラインアップの充実に加え、募集支援、研修支援の強化などを図り、ご提供する価値の向上に努めてきました。

これからも、代理店の皆さまとともにお客さまと歩み、“一翼をになう存在”をめざします。

※当社代理店には金融機関代理店と一般代理店があります(2024年3月末現在1,093店)。

金融機関代理店…フコク生命グループとして長くお付き合いさせていただいている全国の信用金庫が中心となっています。

一般代理店…金融機関代理店以外の代理店であり、共栄火災や富国生命の代理店が中心となっています。

保険金額ベースの指標(個人保険+個人年金保険)

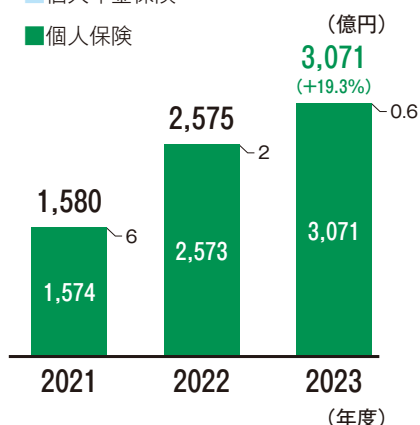
「利率更改型一時払終身保険」の販売が好調に推移したことなどを背景に、新契約高は前年度比19.3%増の3,071億円となりました。また、新契約高が減少契約高を上回っているため、保有契約高は増加しています。

■新契約高

3,071億円

■個人年金保険

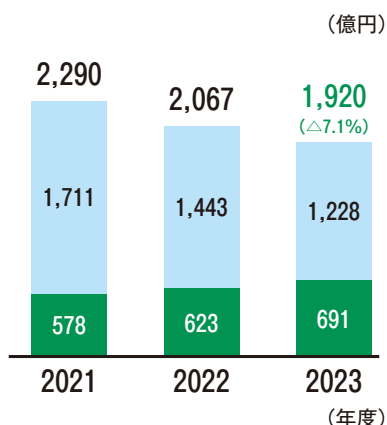
■個人保険



■減少契約高

1,920億円

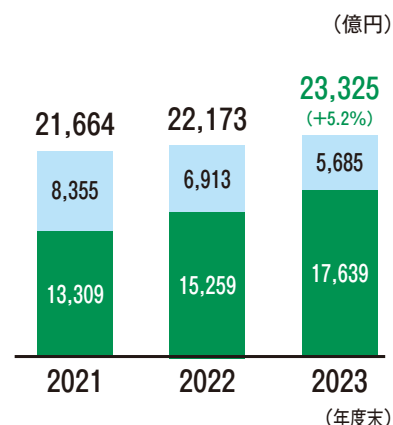
(億円)



■保有契約高

2兆3,325億円

(億円)



新契約高とは、
新たにご契約いただいた
保障金額の合計です。

減少契約高とは、
満期、死亡、解約、失効、
減額などにより減少した
契約の合計額です。

保有契約高とは、個々の
お客さまに対して保障す
る金額の合計額です。
なお、団体保険との合算
では、2兆4,802億円と
なりました。

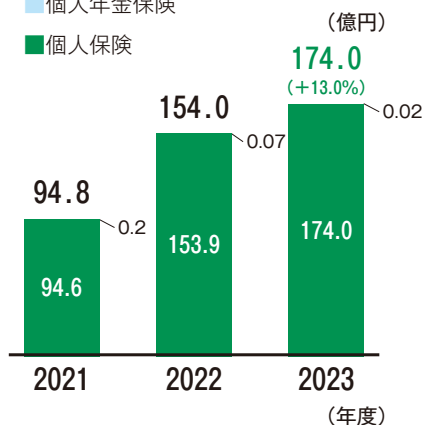
保険料ベースの指標(個人保険+個人年金保険)

■新契約年換算保険料※

174億円

■個人年金保険

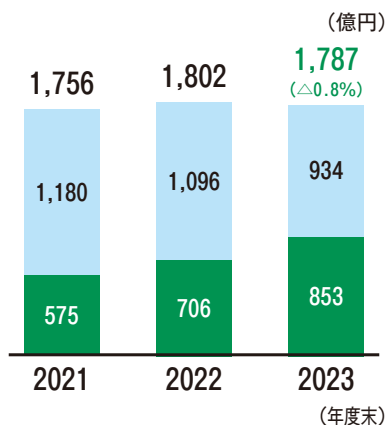
■個人保険



■保有契約年換算保険料※

1,787億円

(億円)



※年換算保険料とは、
1回あたりの保険料に
ついて保険料の支払方
法に応じた係数を乗じ、
1年あたりの保険料に
換算した金額です(一時
払契約は、保険料を保
険期間で除した金額)。

格付け

日本格付研究所(JCR)
(保険金支払能力格付)

AA

債務履行の確実性は
非常に高い

生命保険会社の格付けとは、独立した第三者である格付会社が、保険金や年金などが契約どおりに支払われる確実性(保険金支払能力)の程度を評価したものです。

- (注) 1. 記載の格付けは、2024年6月末現在のものです。
2. 記載の格付けは、当社が日本格付研究所(JCR)に依頼して取得したものです。
3. 格付けはあくまでも格付会社の意見であり、保険金の支払などについて保証を行うものではありません。また、格付会社が継続的に格付けを監視するものであり、将来的には変更される可能性があります。

ソルベンシー・マージン比率

996.5%

ソルベンシー・マージンとは、「支払余力」という意味で、例えば大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつがソルベンシー・マージン比率です。

ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。逆に、この比率が200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

ソルベンシー・マージン比率は、以下の算式により算出されます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{(1/2) \times \text{リスクの合計額}} \times 100$$

(注) 詳細は「V 財産の状況 7 保険金等の支払能力の充実の状況」をご参照ください。

実質純資産額

973億円

実質純資産額とは、時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高いものを除いた負債の合計を差し引いて算出したもので、実質資産負債差額ともいいます。

この金額がマイナスになると、実質的な債務超過と判断され、業務停止命令等の対象となることがあります。

基礎利益

65億円

基礎利益とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標のひとつであり、一般事業会社の営業利益に近いものです。ここでいう保険本業とは、収納した保険料や運用収益から保険金・年金・給付金などを支払うことや、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

56億円の順ざやとなりました

生命保険会社は、ご契約者にお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しています(その割引率を「予定利率」といいます)。予定利率により見込んでいた運用収益を実際の運用収支が上回る状態を「順ざや」、下回る状態を「逆ざや」といいます。

貸借対照表の要旨

(単位：億円)

資 産	2022年度末	2023年度末	負債及び純資産	2022年度末	2023年度末
現金及び預貯金	1,154	818	保険契約準備金	16,238	17,331
有価証券 ①	15,869	17,313	うち責任準備金 ③	16,187	17,273
公社債	15,772	17,128	代理店借	5	5
株式	1	2	再保険借	0	0
その他の証券	95	182	その他負債	49	43
貸付金 ②	33	33	退職給付引当金	0	0
有形固定資産	1	1	価格変動準備金 ④	113	127
無形固定資産	27	23	負債の部合計	16,407	17,506
代理店貸	0	0	資本金 ⑤	354	354
再保険貸	0	0	資本剰余金	254	254
その他資産	51	60	資本準備金 ⑤	254	254
繰延税金資産	30	33	利益剰余金	109	123
貸倒引当金	△ 0	△ 0	株主資本合計	719	733
			その他有価証券評価差額金	41	43
			評価・換算差額等合計	41	43
			純資産の部合計	761	777
資産の部合計	17,168	18,284	負債及び純資産の部合計	17,168	18,284

① 有価証券

当社は、安全性を基本としつつ、長期、安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、国内公社債への投資を軸とした資産運用を行っています。

② 貸付金

貸付金には、「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には、「保険契約者貸付」と「保険料振替貸付」の2種類があります。一方、「一般貸付」とは、「保険約款貸付」以外の貸付で、内外企業に対する貸付や、国・政府機関に対する貸付、住宅ローンなどがあります。

なお、当社の2023年度末における貸付金はすべて保険約款貸付です。

③ 責任準備金

責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを確実にを行うために、保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金のこと、法令により積み立てが義務付けられています。

責任準備金の積立方式にはさまざまな方法がありますが、当社は手厚い積立方式である平準純保険料式で積み立てを行っています。

④ 価格変動準備金

価格変動準備金とは、有価証券などの資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えることを目的に保険業法にもとづいて積み立てるものです。

⑤ 資本金および資本準備金

資本金とは、事業運営の基礎となる資金で、株主の現物および金銭の出資額をいいます。なお、株主の出資額のうち、会社の資本金としたものは資本金、資本金としなかったものは資本準備金として、それぞれ貸借対照表上に表示されます。保険業法第6条の規定により、保険業を営む株式会社については、資本金の額が10億円以上とされています。

損益計算書の要旨

(単位：億円)

	2022年度	2023年度
経常収益	2,552	2,894
保険料等収入 ①	2,345	2,668
資産運用収益 ②	197	213
利息及び配当金等収入	187	213
有価証券売却益	10	0
その他経常収益	9	12
経常費用	2,536	2,858
保険金等支払金 ①	1,751	1,577
うち保険金	127	128
うち年金	1,346	1,120
うち給付金	52	41
うち解約返戻金	222	283
責任準備金等繰入額	624	1,092
資産運用費用 ②	8	27
うち有価証券売却損	8	27
事業費 ③	99	120
その他経常費用	52	41
経常利益 ④	15	35
特別損失	3	13
うち価格変動準備金繰入額	3	13
契約者配当準備金繰入額	1	1
税引前当期純利益	10	20
法人税及び住民税	6	10
法人税等調整額	△ 4	△ 4
法人税等合計	2	6
当期純利益 ④	8	14

① 保険料等収入および保険金等支払金

保険料等収入とは、ご契約者からお払い込みいただいた保険料や再保険収入の合計額です。

保険金等支払金とは、保険金・年金・給付金・解約返戻金など保険契約上の支払いの合計額です。

② 資産運用収益および資産運用費用

資産運用収益とは、資産運用による収益で、利息や配当金、有価証券売却益などが含まれます。

資産運用費用とは、資産運用収益を得るために要した費用で、有価証券売却損、有価証券評価損、貸倒引当金繰入額などを計上します。

③ 事業費

事業費とは、生命保険会社が事業を遂行していくための経費で、新契約の募集や保有契約の維持保全などに必要な経費を計上します。

④ 経常利益および当期純利益

経常利益とは、生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、発生する費用(経常費用)を差し引いた残額のことをいいます。

当期純利益とは、経常利益に特別利益を加え、価格変動準備金繰入額などの特別損失を控除した税引前当期純利益から法人税等合計を控除した金額のことをいいます。

「お客さま基点」の業務運営方針と主な取組状況

『フコク生命グループ：「お客さま基点」の業務運営方針』

フコク生命グループは、「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら、フコク生命グループならではのサービスや経験を創り出し、提供していく「お客さま基点」を価値観とし、あらゆる企業活動の原点としてまいります。

この「お客さま基点」という価値観のもと、お客さま・従業員・地域・社会とともに共通の価値を創り出せるよう、お客さま本位の業務運営を遂行してまいります。

『フコクしんらい生命：「お客さま基点」の業務運営方針』

フコクしんらい生命は、フコク生命グループにおける、代理店を通じた保険商品の提供を行う専門会社として設立されました。企業理念として「一翼をになう存在をめざして」を掲げ、保険商品・サービスの提供を通じて、お客さまの、ひいては社会全体の一翼を担いようとする存在となることを目指しております。

フコクしんらい生命は、保険とは人が幸福で安心な人生を実現するための手段であり、人生のあらゆるステージに合わせて最善の保険商品をご選択いただく必要があると考えております。そのために、「お客さま基点」にもとづいて保険商品・サービスの開発や提供を行い、お客さまと長く良好な関係を築くことで、お客さま一人ひとりの生活の一翼を担う存在であるsmart life partner（スマート ライフ パートナー）*となるべく努めております。

フコクしんらい生命は、「お客さま基点」にもとづいたお客さま本位の業務運営を行い、smart life partner としてお客さまに幸福で安心な人生をお届けすべく、ここに『「お客さま基点」の業務運営方針』を定めます。

※当社では、企業理念を体現した姿を「smart life partner（スマート ライフ パートナー）」としております。

1 「お客さま基点」にもとづく行動の実践

あらゆる業務運営において「お客さま基点」にもとづいた行動を取ることで、smart life partnerとして、お客さまのニーズを的確に捉え、機敏に行動し、お客さまの最善の利益を実現するよう努めてまいります。

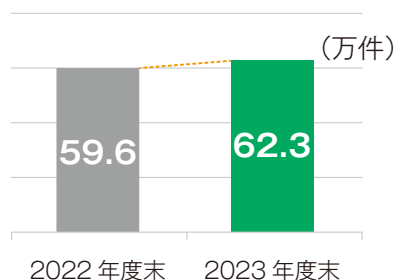
（主な取組状況）

◆「お客さまの声」にもとづく業務改善の実施

当社では、「お客さまの声」を幅広く取り入れ、お客さまの立場にたった業務の改善に活かす取組みを最重要課題と位置付けています。お客さま相談窓口や代理店などに寄せられた「お客さまの声」は当社の貴重な財産と認識し、業務改善に活かしています。

【KPI】保有契約件数

保有契約件数（個人保険・個人年金保険）は
2022年度末比104.5%の**62.3万件**となりました。



2 お客様のニーズに対応した最適な保険商品・サービスの提供

多様化するお客様のニーズに対応した保険商品・サービスの開発に努めてまいります。また、その提供に際しては、お客様の属性・ご意向等を把握し、個々のお客様に最適な保険商品・サービスの提供に努めてまいります。

(主な取組状況)

◆お客様のニーズにお応えする保険商品の開発

お客様一人ひとりのニーズにお応えできるよう、定期保険、医療保険等の保障性商品や一時払終身保険等の貯蓄性商品など、豊富な商品ラインアップを取り揃えています。

パートナーである代理店とともに、商品の提供を通じてお客様一人ひとりのニーズにあったご安心をお届けします。

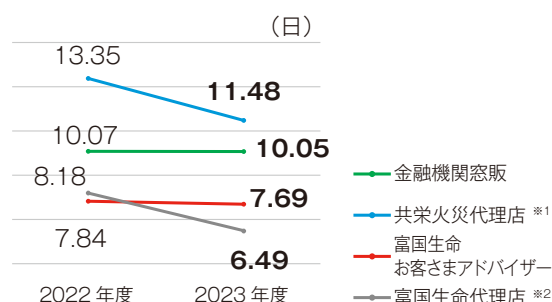
【KPI】新契約成立にかかる平均日数

2023年度においては、すべての加入経路において新契約成立にかかる平均日数は減少傾向となりました。特に共栄火災代理店および富国生命代理店からの申込経路においては、代理店との連絡ツールの工夫や不備基準の見直し等により日数が大幅に短縮されました。

* 申込日を1日目とカウントした成立日までの営業日数。不備対応を行った契約も含む。

※1 共栄火災海上保険株式会社および同社と委託契約を交わしている代理店を指します。

※2 富国生命保険相互会社と委託契約を交わしている代理店を指します。



3 お客様への情報提供の充実

お客様に保険商品・サービスについてご理解いただけるよう、それらの特性を踏まえて必要な情報を十分かつ分かりやすくご提供するとともに、役職員・募集代理店に対し、適切に説明を行うよう指導・教育の実施に努めてまいります。

(主な取組状況)

◆分かりやすい募集資料の作成、改善

お客様に保険商品を正しくご理解いただくため、当社では各種ガイドラインに沿って募集資料を作成し、重要な情報を分かりやすく提供するように努めています。

◆課題解決型提案のための募集代理店に対する研修支援

当社は、保険商品・サービスの提供に際し、お客様の最善の利益を実現するためには、お客様のニーズを的確に捉え、必要な情報を適切に分かりやすく提供することが重要と考えています。その認識のもと、お客様に適切な提案を行ううえで必要な知識・技術を習得するための教育・研修を募集代理店に対して実施しています。

【KPI】金融機関代理店向け集合研修の参加状況

参加金融機関数：268金融機関、参加人数：588名(2023年度)

4 お客様の立場にたったアフターサービスの充実

「お客様基点」のもと、お客様に安心を提供する保険会社として、保険金・給付金等のお支払いを適切に行うとともに、アフターサービスの充実に努めてまいります。また、保険金・給付金等のお支払いを確実にするため、長期・安定的な収益の確保を目指した資産運用に努めてまいります。

「お客さま基点」の業務運営方針と主な取組状況

(主な取組状況)

◆お客さまの立場にたったお手続き体制の構築

お客さまからのご要望に対し、より迅速丁寧にお応えできるよう、サポート体制の充実を図っています。

◆保険金・給付金の確実なお支払いに向けた取組み

保険金・給付金等を適切かつ迅速にお支払いするため、支払査定業務に必要なスキルを所持した人材の育成をはじめとした支払体制の整備に取り組んでいます。また、支払結果については社内で点検し、追加でお支払いが可能な保険金・給付金がある場合には、お客さまへのご案内を速やかに行っています。

【KPI】 保全・保険金等お手続き方法の拡充

請求書類の郵送に依存しないお手続きや、書類の送付依頼等に電話連絡を介さないお手続きなどの拡充を進めています。

・電話完結するお手続き：+2(累計14)

・ホームページ上で可能なお手続き：+1(累計14)

2023年度は以下のお手続きの取扱いを開始しました。

- ・電話完結するお手続き：登録済みご家族情報の変更、被保険者死亡による年金契約消滅手続き(年金等のお支払いが完了している場合)
- ・ホームページ上で可能なお手続き：お客さまのご家族登録制度(お手続き書類請求)

【KPI】 保険金・給付金等の期限内お支払い率 99.7%(2023年度)

保険金・給付金・年金・解約・一部解約の支払い件数に対する遅延利息なしで支払いを行った件数の占有率
(注)事実確認を実施した場合は除く

5 利益相反の適切な管理

お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反を防止する方針やルールを定め、適切に管理するよう努めてまいります。

(主な取組状況)

◆利益相反防止方針の明確化、利益相反のおそれのある取引事例の明示

当社が行う取引により、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切な利益相反管理を行うため、「利益相反管理のための基本方針」および「利益相反管理規程」を定めています。

また、当社では、利益相反のおそれのある取引を類型化して管理しており、その主な取引事例を当社ホームページに明示しています。

6 smart life partner としての人材育成

役職員が、「お客さま基点」にもとづいて行動し、お客さま一人ひとりのsmart life partnerとなるよう、必要な態勢や動機付けの枠組みなどを整備してまいります。

(主な取組状況)

◆「お客さま基点」にもとづく行動の推進

当社は創業20周年を迎える2028年に向けた「ありたい姿」の一つとして「すべての社員がフロントの役割を担い、チャレンジ精神を発揮し、やりがいを感じながら成長を続ける組織となる」ことを掲げています。すべての部門や役割において広く社会に目を向け、お客さまの立場にたつて行動することを推進しています。

【KPI】 従業員意識調査結果



*「変革活動は、会社全体で行われているか」との質問に対する平均点
(「5:思う」「4:どちらかといえば思う」「3:どちらともいえない」「2:どちらかといえば思わない」「1:思わない」)

当社におけるSDGsに対する考え方

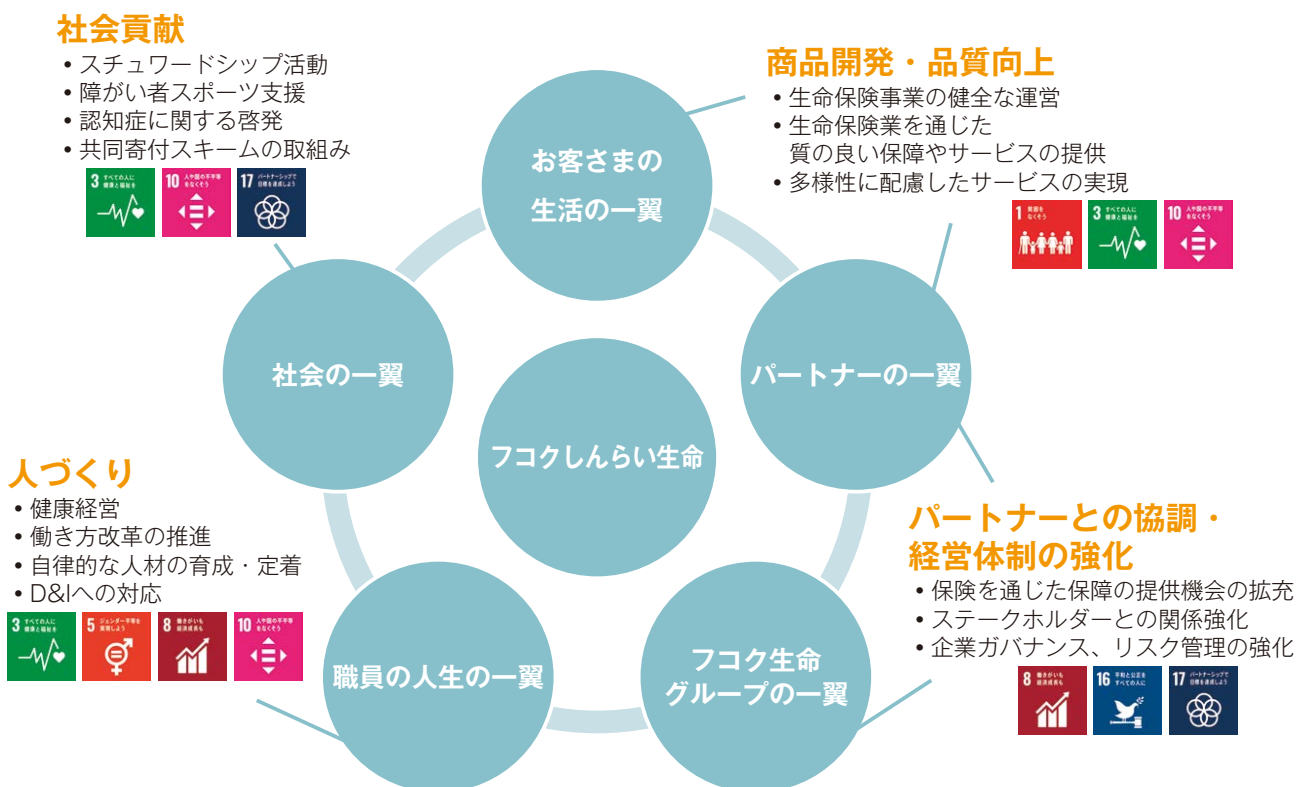
当社の企業理念である「一翼をになう存在をめざして」、そこに込められた“お客さまの生活をはじめ、パートナー、ひいては社会全体を守り、支えることができる存在になれるように”との想いは、「誰一人取り残さない」社会を掲げるSDGsと重なるものです。また、生命保険会社としての高い公共性を認識し、本業での活動を通じて社会の発展へ貢献することを第一とする当社にとって、持続可能な社会をつくるための企業活動は当然のことといえます。

当社は、引き続きお客さま一人ひとりの生活を担うsmart life partnerとなるべく努めていくことが、結果としてSDGs達成への貢献につながると考えます。

SDGsの優先取組項目

当社では、企業理念や経営方針にもとづいた取組みとSDGsの17のゴールの関係性を整理し、当社の事業や強みが活かせる優先取組項目を設定することで、事業活動とSDGs達成に向けた貢献活動の一体的な取組みを推進しています。

【フコクしんらい生命とSDGsの優先取組項目の関係】



フコクしんらい生命の取組みとSDGs

	ゴール	取組内容
1	 貧困をなくそう	●生命保険業を通じた保障の提供 ●被災地への復興支援活動
2	 飢餓をゼロに	—
3	 すべての人に健康と福祉を	●生命保険業を通じた保障の提供 ●認知症サポーター認定取得の推進 ●「脳の健康教室®」の開催 ●信用金庫、KUMONとの「認知症予防セミナー」の共同開催 ●脳トレサービスの提供 ●アイシティecoプロジェクトを通じた公益財団法人日本アイバンク協会への寄付 ●保険販売を通じた信用金庫との共同寄付 ●健康経営の推進
4	 質の高い教育をみんなに	●学校等でのゴールボール体験授業の開催
5	 ジェンダー平等を実現しよう	●ダイバーシティ&インクルージョンの推進 ●「女性の活躍推進宣言」および活躍機会の拡大 ●パパ&ママランチ交流会の実施 ●健康経営の推進 ●性的マイノリティ(LGBTQ)への理解促進・環境整備
6	 安全な水とトイレを世界中に	—
7	 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	●社内における省エネ・省資源への取組み ●グリーンボンドへの投資 ●カーボン・オフセット付きはがきの導入
8	 働きがいも経済成長も	●ダイバーシティ&インクルージョンの推進 ●働き方改革の推進 ●障がい者雇用の推進 ●ワーク・ライフ・バランス推進 ●健康経営の推進
9	 産業と技術革新の基盤をつくろう	●ITを活用したサービスの提供 ●ITを活用した代理店サポートの提供 ●書類のペーパーレス化推進

	ゴール	取組内容
10	 人や国の不平等をなくそう	●ダイバーシティ&インクルージョンの推進 ●高齢のお客さまや障がいがあるお客さまへの取組み ●障がい者雇用の推進 ●女性の活躍推進 ●障がい者スポーツの振興支援 ●性的マイノリティ(LGBTQ)への理解促進・環境整備
11	 住み続けられるまちづくりを	●社内における省エネ・省資源への取組み ●被災地への復興支援活動 ●認知症サポーター養成講座の開催 ●「脳の健康教室®」の開催 ●信用金庫、KUMONとの「認知症予防セミナー」の共同開催
12	 つくる責任 つかう責任	●社内における省エネ・省資源への取組み ●アイシティecoプロジェクトを通じた使い捨てコンタクトレンズ空ケースの再資源化 ●廃棄物リサイクルの推進 ●Web約款を利用した契約申込みの導入
13	 気候変動に具体的な対策を	●山林保護活動「フコク生命(いのち)の森」プロジェクトへの参画 ●社内における省エネ・省資源への取組み ●カーボン・オフセット付きはがきの導入
14	 海の豊かさを守ろう	—
15	 陸の豊かさを守ろう	●山林保護活動「フコク生命(いのち)の森」プロジェクトへの参画 ●書類のペーパーレス化推進 ●「FSC森林認証紙」の利用推進 ●カーボン・オフセット付きはがきの導入
16	 平和と公正をすべての人に	●コーポレートガバナンスの強化 ●コンプライアンスの推進 ●マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与への対応 ●反社会的勢力との関係遮断
17	 パートナーシップで目標を達成しよう	●KUMONとの連携による認知症予防への取組み ●信用金庫、KUMONとの「認知症予防セミナー」の共同開催 ●保険販売を通じた信用金庫との共同寄付

社会貢献活動について

社会貢献活動の基本方針

フコクしんらい生命は、生命保険会社としての高い公共性を認識し、本業での活動を通じて社会の発展へ貢献することを第一とします。

一方で、社会の公器としての存在を自覚し、豊かな社会を実現するために、私たちの身近にある社会的課題の解決に向けた活動に取り組んでいきます。

各種取組

① 障がい者スポーツの振興支援

障がい者の新しい雇用開発と障がい者スポーツの振興を目的に設立されたシーズアスリート(福岡市中央区)に協賛し、障がい者スポーツ振興の支援を行っています。

2013年4月より、シーズアスリートに所属するゴールボール選手(視覚障がい者)を雇用し、新宿区内の学校などで、ゴールボール体験授業を開催しています。当社では、この授業が、障がい者への理解促進だけでなく、多くの学びをもたらす点に着目しています。



©シーズアスリート

② 認知症バリアフリーの推進による「地域共生社会」の実現に向けた活動

株式会社公文教育研究会学習療法センター(以下、「KUMON」)と、認知症を正しく理解するための啓発セミナーの開催等に関して、2018年に業務提携契約を締結しました。認知症を正しく理解し、すべての高齢者およびその家族が安心して暮らせる地域社会作りに貢献するため、認知症の進行抑止・改善および予防の取組みに関するKUMONの経験・知見を活用し、主要な販売チャネルである信用金庫と共に認知症予防セミナーを開催しております。

また、全役職員を認知症サポーターに養成することをめざして養成講座を定期的を開催しています。



③ 「アイシティecoプロジェクト」への賛同

「アイシティecoプロジェクト」(HOYA株式会社が運営)に賛同し、使い捨てコンタクトレンズの空ケースを回収する活動を行っています。回収した空ケースは、「アイシティecoプロジェクト」を通じたりサイクルにより再資源化されています。また空ケースの売却代金は、公益財団法人日本アイバンク協会へ寄付され、視力を再び取り戻したいと願う方たちのために役立てられています。



グループでの取り組み

フコク生命グループの一員として、フコク生命が主催している社会貢献活動にも参加しています。

環境保護活動

環境問題への意識を高めていくため、環境保護活動に参加・体験することのできる場として、「竹害対策」を主とした「フコク生命(いのち)の森」プロジェクトを行っています。この活動は、竹林の伐採による森の再生だけでなく、間伐により竹林自体も健全な状態に戻していくことを目標としています。



DEIB※の推進について

2024年6月、これまでの当社のダイバーシティ&インクルージョンの考え方に、「エクイティ(公平性)」と「ピロニング(帰属性)」を加えた「DEIB」の考えのもとでさらに推進していくことを社長から全役職員に通知しました。「ダイバーシティマネジメント」を重要な経営戦略と捉え、性別、年齢、人種、国籍、障がいの有無、性的指向、性自認などにかかわらず、多様な人財が尊重されて活躍できる職場づくりをトップダウンで推進しています。

※ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン・ピロニングの略。



ワーク・ライフ・バランス推進

社員が均しく活躍できる環境を作るために、多様なライフイベントのなかでも、特に就業が中断されやすい育児や介護に関連する制度を充実させています。男性育児休職については、男女問わず育児休職を取得しやすい職場環境を形成するため、「産後パパ育休」、「育児休職」、「年次有給休暇」の区分を問わず、1か月以上の取得を推奨しています。

また、「二週間休暇」という長期休暇を導入しています。この休暇制度は、業務継続に対する組織力強化や訓練でもあり、ワーク・ライフ・バランスだけでなくリスク管理という観点からも推進しています。こうした取り組みにより、これまでに以下の評価をいただいています。

- ・2010年度 次世代育成支援企業認定マーク(くるみん)取得
- ・2011年度 東京ワークライフバランス認定企業(育児・介護休業制度充実部門)選定
- ・2013年度 新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度
ワーク・ライフ・“ベスト” バランス賞受賞
- ・2014年度 東京ワークライフバランス認定企業(休暇取得促進部門)選定
- ・2018年度 次世代育成支援企業認定マーク(プラチナくるみん)取得
- ・2019年度 新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度
ワーク・ライフ・バランス推進優良企業受賞

女性活躍推進および障がい者雇用促進

2013年に、社長名で「女性の活躍推進宣言」を社内外に発信するとともに、「活躍機会の拡大」を柱に取り組んでいます。2024年3月時点での女性管理職(ライン長)比率は11.1%となっています。

また、職場環境の整備や業務の切出しなどを行って障がい者雇用を進め、共生社会づくりに寄与できるよう取り組んでいます。2024年3月時点での障がい者雇用率は2.7%で、法定雇用率(2.3%)を上回っています。

性的マイノリティ(LGBTQ)への理解促進・環境整備

性的マイノリティ(LGBTQ)について理解を深めるための研修を実施し、当事者のインタビュー記事を社内ポータルサイトに掲載しています。また、慶弔見舞金規程では、婚姻に関する記述を「婚姻するときまたはパートナーシップ制度により婚姻に相当する関係を結ぶとき」と定め、配偶者に関する記述を「配偶者またはパートナー」としています。

多様な働き方の推進

柔軟な勤務により効果的に業務を遂行する生産性向上を伴ったワーク・ライフ・バランスの推進を目的として、テレワーク(在宅勤務・モバイルワーク)および時差出勤勤務を実施しています。また、育児や介護事由だけでなく、治療と仕事の両立支援のための勤務時間短縮の措置を導入しています。

健康経営の推進について

当社はフコク生命グループの価値観である「お客さま基点」にもとづいて保険商品・サービスの開発や提供を行い、お客さま一人ひとりの生活の一翼をになう存在であるsmart life partner(スマートライフパートナー)となるべく努めています。その実現のためには、「役職員とその家族が健康で、成長や幸福を感じて働き、会社の成長、社会の発展に貢献すること」が重要と考え、「健康経営宣言」を制定しています。



健康経営宣言

フコクしんらい生命は、企業理念に掲げる「職員の人生の一翼をになう存在」として、役職員とその家族が健康で、成長や幸福を感じて働くことができる会社を目指すことを宣言しています。

1. 全役職員がいきいきと働き、安心して能力を発揮できるよう、職場環境づくりを推進します。
2. 役職員一人ひとりがヘルスリテラシー*を習得し、心身の健康づくりに自律的に取り組むことを支援します。

推進態勢

産業保健スタッフ(産業医・保健師・産業カウンセラー)を基本に、富国生命健康保険組合・フコク生命グループ・衛生委員会と連携を取りながら健康経営を推進しています。

健康経営推進の計画

人生100年時代を見据え、役職員が「生涯現役」の人生を歩めるようヘルスリテラシー*を高めていくための計画を推進しています。

※ヘルスリテラシーとは「健康や医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用する能力」を指します。

「しんらいのご家族サポートサービス」の開始について

2024年4月に「保険契約者代理特約」を新設し、既存の「お客さまのご家族登録制度」「指定代理請求特約」と合わせ「しんらいのご家族サポートサービス」としてサービスを開始しました。

「しんらいのご家族サポートサービス」にご加入いただくことにより、あらかじめ登録・指定されたご家族が契約内容の照会を行うことができ、また、保険契約にかかわる各種手続きや保険金等の請求を代理で行うことができます。

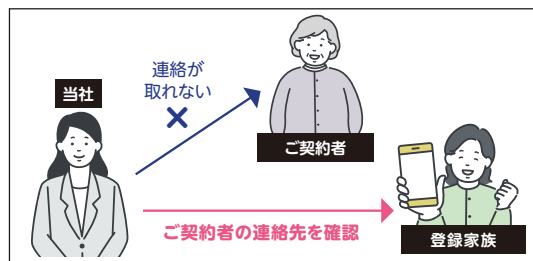
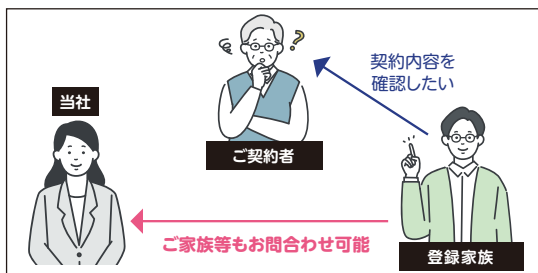
(注)契約形態によっては、ご加入できない場合があります。

■お客さまのご家族登録制度

あらかじめ登録されたご家族から、契約内容の照会を行うことができます。また、当社から確実にご契約者にご案内をお届けすることができます。

<例えばこんなとき>

- ・高齢の親の契約内容を確認したい
⇒登録されたご家族から、当社に「契約内容のお問い合わせ」や「異動・支払等の請求書類の送付依頼」をすることができます。
- ・災害発生時や転居先不明等で当社がご契約者と連絡がとれない
⇒登録されたご家族に、ご契約者の連絡先をお聞きすることで、確実にご案内をお届けすることができます。

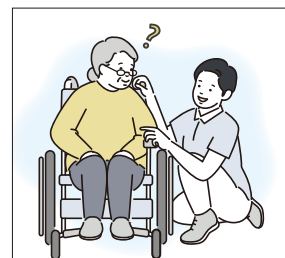


■保険契約者代理特約

ご契約者が保険契約の手続きをできない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された保険契約者代理人がご契約者に代わって解約などの手続きをすることができます。

<例えばこんなとき>

- ・ご契約者が認知症で意思表示が困難であり、自分では手続きをすることができない
 - ・ご契約者がケガや病気で意識がなく、自分では手続きをすることができない
⇒保険契約者代理人がご契約者に代わって、保険契約の手続き*をすることができます。
- *解約、保険金額等の減額、住所変更、保険金等の請求(ご契約者と保険金等の受取人が同一人である場合)など



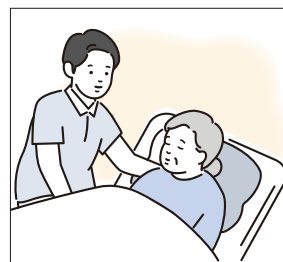
(注)保険契約者の変更、保険金等の受取人の変更など、代理で手続きをすることができないものもあります。

■指定代理請求特約

被保険者が保険金・給付金等の請求をできない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって保険金・給付金等の請求をすることができます。

<例えばこんなとき>

- ・被保険者が事故や病気で意識不明となり、自分では入院給付金の請求をすることができない
 - ・被保険者が「がん」の告知を受けておらず、ご家族のみが知っているため、自分ではがん保険金の請求をすることができない
- ⇒指定代理請求人が被保険者に代わって、保険金・給付金等の請求*をすることができます。



※指定代理請求人が請求できる保険金・給付金等

- 被保険者が受取人となる保険金・給付金
 - ・高度障害保険金
 - ・介護保険金
 - ・がん保険金
 - ・入院給付金
 - ・手術給付金
 - 保険料払込の免除(被保険者とご契約者が同一人の場合)
- など

保険料のクレジットカード払の導入について

これまでお客さまから多くのご要望があった保険料のクレジットカード払について、2024年4月に取扱いを開始しました(「保険料クレジットカード払特約」の創設)。

信用金庫など金融機関代理店で取扱いのご契約は第2回目以降の保険料から、金融機関代理店以外の一般代理店で取扱いのご契約は第1回保険料からクレジットカードで保険料を払込みいただけるようになりました。

また、すでにご加入のご契約もクレジットカード払への変更が可能です。クレジットカード払をご希望のお客さまは、当社お客さま相談窓口までご連絡ください。

(注)一時払契約、その他ご契約の内容によっては、クレジットカード払の取扱いができないものがあります。

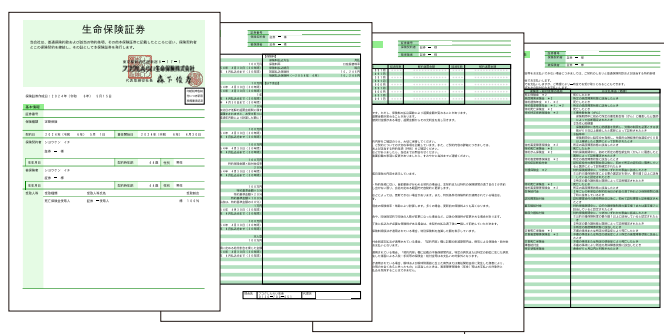
「保険証券」のリニューアルについて

2024年4月に「保険証券」の書面の構成やデザインなど、全面的にリニューアルを行いました。リニューアルの主な内容は以下のとおりです。

- 書面の構成を2ページ(片面2枚)から4ページ(両面2枚)に変更することにより余白部を多くし、文字間の窮屈な印象を解消しました。
- 文字のフォントを明朝体からゴシック体に変更し、視認性を高めました。
- 「契約内容」および「保険金・給付金等の支払事由」のページは、1行ごと交互に背景色を変え、読みやすさを追求しました。
- 用紙をA4拡大版からA4サイズに変更し、折り曲げずに市販のファイルやフォルダーに収納できるようにしました。
- 封筒を定型サイズ(三つ折りして封入)からA4サイズ(折り曲げずに封入)に変更することにより、開封後や収納時のお客さまのお手間を解消しました。

(*)お客さまからお申し出をいただいた契約内容の変更後に作成し、送付する「再作成保険証券」を「契約内容通知書」に変更し、「保険証券」と同様の構成・デザインとしています。

■保険証券(イメージ)



当社から送付する書類の封筒の改定について

当社からお客さまへ「保険証券」や「フコクしんらい生命からのお知らせ」をはじめ、各種ご案内書類を送付しています。

これらのご案内書類は、保険契約を有効に継続いただくうえで、また、当社が確実に保険金・給付金をお支払いするうえで大変重要な書類です。

そのため、当社から送付している書類であることの視認性を高め、お客さまに書類の記載内容を確認にご確認いただけるよう、ご案内書類を送付する封筒を当社のコーポレートカラーである緑色を基調としたものに改定しました。

(*)「保険証券」「フコクしんらい生命からのお知らせ」の送付用封筒は2024年4月に改定しました。その他の封筒は2024年度上期中に改定する予定です。

【ご契約者の皆さまへ】

当社名の緑色系の封筒をお受取りになりましたら、必ず開封して書類の記載内容をご確認いただき、必要場合は手続きを行っていただきますようお願いいたします。

■「保険証券」送付用封筒(イメージ)



■「フコクしんらい生命からのお知らせ」送付用封筒(イメージ)



■「保険金・給付金請求書類」送付用封筒(イメージ)



■その他ご案内書類 送付用封筒(イメージ)



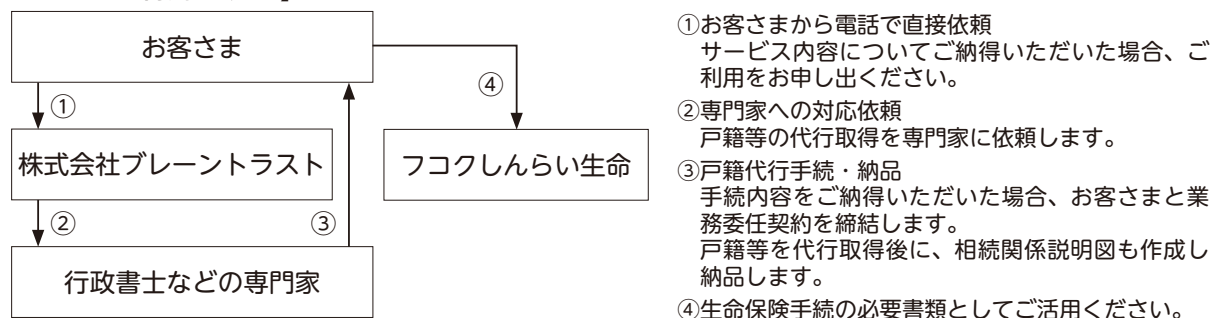
戸籍代行取得サービスの開始について

死亡保険金などのご請求時に当社から戸籍謄(抄)本のご提出をお願いすることがあります。しかし、相続関係が複雑な場合や本籍地が遠方の場合、取得手続きが複雑で、また時間を要することになります。

当社では、このようなお客さまのご不便を解消するために、行政書士などの専門家をご紹介します、お客さまに代わって戸籍謄(抄)本の取得を代行する「戸籍代行取得サービス」*を開始しました。

*当社が委託している「株式会社ブレントラスト」が提供している有料のサービスとなります。

【サービスご利用の流れ】



戸籍代行取得サービス以外にも「相続支援サービス」もご用意しています。

保険と相続、税金や遺言作成・遺産分割など相続手続に関することを、相続手続カウンセラーに無料で電話相談いただけます。また、実際に相続手続を依頼されたい場合は有料サービスをご利用いただけます。

(注)利用対象者は、被保険者・受取人およびその2親等以内のご家族となります。

資料編

I 会社の概況および組織

1 保険会社の主要な業務の内容	21
2 沿革	21
3 資本金の推移	21
4 株式の総数	21
5 株式の状況	21
6 主要株主の状況	22
7 店舗	22
8 経営の組織	22
9 役員の略歴	23
10 会計参与の氏名または名称	24
11 会計監査人の氏名または名称	24
12 従業員の在籍・採用状況	24
13 平均給与（内勤職員）	24
14 平均給与（営業職員）	24

II 保険会社の運営

1 リスク管理態勢について	25
2 コンプライアンス（法令等遵守） 推進態勢について	28
3 第三分野保険の責任準備金の十分性の 確認について	29
4 個人情報等の保護について	30
5 勧誘方針について	33
6 反社会的勢力との関係を 遮断するための基本方針	34

III 直近事業年度における事業の概況

1 直近事業年度における事業の概況	35
2 契約者懇談会開催の状況	37
3 お客さまからのお申し出と苦情の状況	38
4 金融ADR制度について	39
5 ご契約者に対する情報提供の実態	39
6 商品に関する情報および デメリット情報の提供の方法	41
7 代理店教育・研修の概略	42
8 新規開発商品の状況	43
9 主な保険商品一覧	44
10 情報システムに関する状況	46
11 保険金・給付金のお支払状況について	46

IV 直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標

1 直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標	47
--------------------------------	----

V 財産の状況

1 貸借対照表	48
2 損益計算書	49
3 キャッシュ・フロー計算書	50
4 株主資本等変動計算書	51
5 保険業法に基づく債権の状況	56
6 元本補てん契約のある 信託に係る貸出金の状況	56
7 保険金等の支払能力の充実の状況 （ソルベンシー・マージン比率）	57
8 有価証券等の時価情報（会社計）	58
9 経常利益等の明細（基礎利益）	61
10 計算書類等についての 会計監査人による監査	62
11 財務諸表についての代表者による確認	62

VI 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況を示す指標等	63
2 保険契約に関する指標等	68
3 経理に関する指標等	71
4 資産運用に関する指標等	76
5 有価証券等の時価情報（一般勘定）	85

VII 特別勘定に関する指標等

特別勘定に関する指標等	85
-------------	----

VIII 保険会社およびその子会社等の状況

保険会社およびその子会社等の状況	85
------------------	----

I 会社の概況および組織

1 保険会社の主要な業務の内容

(1) 生命保険業

- ① 生命保険の引受け
個人保険および団体保険の引受けを行い、約款にしたがい保険金・給付金等の支払いを行っています。
- ② 資産の運用
保険料として収受した金銭等の資産を国内公社債を中心に安全かつ健全に運用しています。

(2) 他の保険会社の保険業に係る業務の代理および事務の代行

富国生命保険相互会社の業務の代理および事務の代行を行っています。

2 沿革

1996年	8月	共栄火災海上保険相互会社の全額出資子会社「共栄火災しんらい生命保険株式会社」として設立 大蔵大臣より生命保険業免許を取得
	10月	営業開始
2007年	11月	富国生命保険相互会社が共栄火災しんらい生命保険株式会社の子会社化の認可取得
2008年	1月	商号変更認可取得 富国生命保険相互会社が共栄火災海上保険株式会社より共栄火災しんらい生命保険株式会社発行済株式数の80%を取得 「フコクしんらい生命保険株式会社」として東京都港区白金台にて営業開始
	2月	初代社長に大嶋邦男就任
	9月	上半期末の総資産が1,000億円を突破
2009年	3月	資本金総額を200億円に増資(資本準備金50億円を含む。)
2011年	3月	年度末の総資産が1兆円を突破
	5月	資本金総額を309億円に増資(資本準備金104億円を含む。)
2012年	4月	第二代社長に山本幹男就任
	5月	本社を東京都新宿区西新宿へ移転
2017年	3月	資本金総額を609億円に増資(資本準備金254億円を含む。)
	4月	第三代社長に櫻井健司就任
	6月	「『お客さま基点』の業務運営方針」を公表
2018年	2月	フコクしんらい生命保険株式会社 開業10周年
	4月	株式会社公文教育研究会と認知症啓発セミナーの開催等に関して連携
2019年	1月	信金中央金庫と資産承継分野における連携を開始
	9月	「人生100年時代共創プロジェクト」のスタート
2021年	6月	保険販売を通じた信用金庫との共同寄付の取組みを開始
2023年	2月	フコクしんらい生命保険株式会社 開業15周年
2024年	4月	第四代社長に森下俊彦就任

3 資本金の推移

年 月 日	増 資 額	増資後資本金	摘 要
1996年 8月 8日	—	10,000百万円	会社設立
2009年 3月27日	5,000百万円	15,000百万円	増資
2011年 5月25日	5,499百万円	20,499百万円	増資
2017年 3月16日	14,999百万円	35,499百万円	増資

4 株式の総数

発行可能株式総数	2,000千株
発行済株式の総数	886千株
当期末株主数	3名

5 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

発行済株式	種 類	発 行 数	内 容
	普通株式	886千株	—

(2) 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	持株比率	持 株 数	持株比率
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	793千株	89.6%	—	—
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 有 限 公 司	70千株	7.9%	—	—
信 金 中 央 金 庫	22千株	2.5%	—	—

6 主要株主の状況

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	基金総額	事業の内容	設 立 年 月 日	株式等の総数等に 占める所有株式等の割合
富国生命保険相互会社	東京都千代田区	128,000百万円	生命保険業	1923年11月22日	89.6%

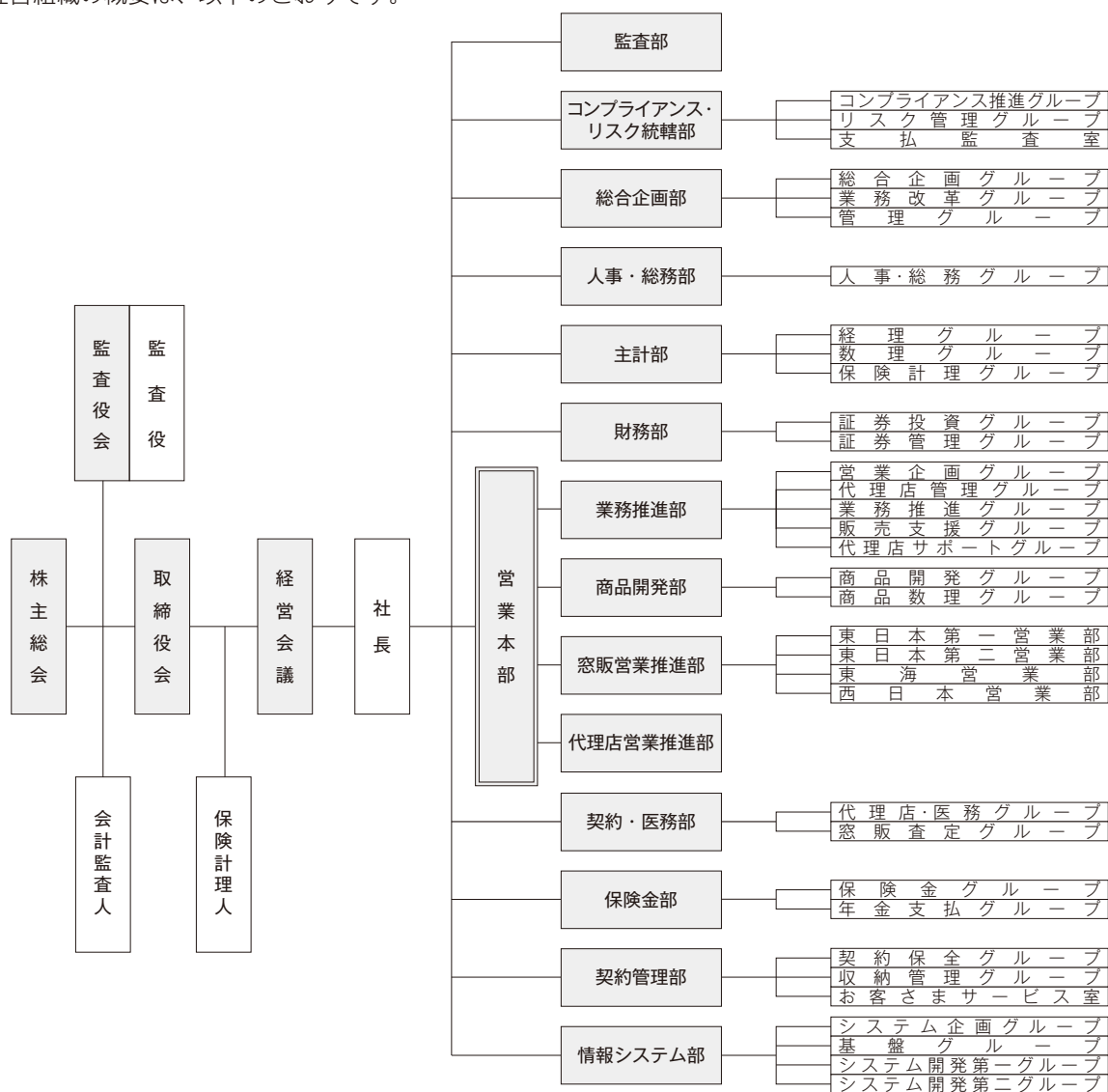
(注)基金総額には基金償却積立金116,000百万円を含む。

7 店舗

本社 〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1 TEL 03-6731-2100(代表)

8 経営の組織(2024年7月1日現在)

経営組織の概要は、以下のとおりです。



9 役員の略歴(2024年7月2日現在)

(1) 取締役および監査役

男性 13名 女性 0名(取締役および監査役のうち女性の比率 0%)

役 職 名	氏名・生年月日	略 歴
代表取締役社長 社長執行役員	森下 俊彦 1962年5月7日生	1986年 富国生命保険相互会社入社 2015年 同社 大阪北支社長兼近畿ブロック長 2018年 同社 池袋支社長兼首都圏第一ブロック長 2020年 同社 執行役員池袋支社長兼首都圏第一ブロック長 2022年 当社 常務執行役員営業本部副本部長 2022年 当社 取締役常務執行役員営業本部副本部長 2024年 当社 代表取締役社長 社長執行役員営業本部部長 現在に至る
取 締 役 専 務 執 行 役 員	阿部 誠 1961年3月8日生	1984年 安田生命保険相互会社入社 2007年 損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社 保険計理人 2011年 当社 主計部長 2012年 当社 リスク管理部長 2012年 当社 保険計理人兼リスク管理部長 2015年 当社 取締役執行役員 2019年 当社 取締役執行役員総合企画部長 2020年 当社 取締役執行役員総合企画部長兼主計部長 2020年 当社 取締役常務執行役員主計部長 2023年 当社 取締役専務執行役員主計部長 現在に至る
取 締 役 常 務 執 行 役 員	川口 学 1966年7月25日生	1989年 富国生命保険相互会社入社 2015年 当社 営業企画部部長(マーケット調査担当) 2017年 富国生命保険相互会社 総合営業推進部部長 2018年 同社 市場開発部部長兼しんぎん室長 2020年 同社 しんぎん部長 2024年 当社 常務執行役員営業本部副本部長窓販営業推進部長 2024年 当社 取締役常務執行役員営業本部副本部長窓販営業推進部長 現在に至る
取 締 役 常 務 執 行 役 員	田中 英彰 1963年5月13日生	1987年 共栄火災海上保険相互会社入社 2016年 共栄火災海上保険株式会社 金融法人部長 2017年 同社 中国支店長 2019年 同社 九州支店長 2020年 同社 執行役員九州支店長 2022年 当社 取締役常務執行役員営業本部副本部長 現在に至る
取 締 役	山田 一郎 1961年5月11日生	1984年 富国生命保険相互会社入社 2010年 同社 株式部長 2017年 同社 執行役員株式部長 2018年 同社 執行役員有価証券部長 2022年 同社 常務執行役員総合営業推進部長 2024年 同社 常務執行役員 2024年 同社 取締役常務執行役員 現在に至る 2024年 当社 取締役 現在に至る
取締役執行役員	小林 潔 1962年9月10日生	1985年 富国生命保険相互会社入社 2008年 フコク情報システム株式会社 部長 2014年 同社 取締役 2016年 当社 執行役員 2018年 当社 取締役執行役員 現在に至る
取締役執行役員	辺見 直樹 1965年3月17日生	1987年 株式会社日本長期信用銀行入行 2002年 信金中央金庫入庫 2007年 同庫 事業法人営業第1部長 2010年 同庫 法人営業推進部長 2011年 同庫 福岡支店長 2013年 同庫 名古屋支店長 2016年 同庫 法人営業推進部長 2016年 同庫 理事法人営業推進部長 2019年 当社 取締役執行役員 現在に至る
取締役執行役員	加藤 剛 1964年7月28日生	1989年 富国生命保険相互会社入社 2016年 同社 有価証券管理室長 2021年 当社 財務部長 2022年 当社 執行役員財務部長 2023年 当社 執行役員 2023年 当社 取締役執行役員 現在に至る
取締役執行役員	藤井 雅人 1965年5月22日生	1990年 富国生命保険相互会社入社 2018年 同社 事務企画部長 2023年 当社 執行役員 2023年 当社 取締役執行役員 現在に至る
取締役執行役員	菊池 潤 1970年10月23日生	1993年 安田生命保険相互会社入社 2020年 当社 業務推進部長 2021年 当社 執行役員業務推進部長 2024年 当社 取締役執行役員業務推進部長 現在に至る
監 査 役	長谷川 計良 1954年12月17日生	1978年 富国生命保険相互会社入社 2006年 同社 総合営業推進部部長 2011年 同社 総合営業推進部部長(兼 機構回信室長) 2013年 同社 執行役員総合営業推進部長 2016年 株式会社富国保険エージェンシー 専務取締役 2016年 同社 代表取締役社長 2021年 当社 監査役 現在に至る

役 職 名	氏名・生年月日	略 歴
監 査 役	谷 有弘 1958年9月21日生	1981年 富国生命保険相互会社入社 2006年 同社 審査部長 2007年 同社 資産運用リスク管理部長 2011年 同社 総務部部長 2015年 同社 総務部部長 2016年 富国ビジネスサービス株式会社 取締役業務部長 2021年 同社 業務部長 2024年 当社 監査役 現在に至る
監 査 役（常 勤）	鈴木 直史 1963年7月31日生	1986年 富国生命保険相互会社入社 2006年 同社 秘書室長 2013年 同社 甲府支社長 2015年 同社 関連事業部長 2018年 当社 執行役員 2018年 当社 取締役執行役員 2019年 当社 取締役執行役員業務品質管理部長 2020年 当社 取締役執行役員事務企画部長 2020年 当社 監査役 現在に至る

（2）執行役員

役 職 名	氏名・生年月日	略 歴
執 行 役 員	堤 厚志 1965年9月21日生	1988年 明治生命保険相互会社入社 2012年 当社 代理店営業推進部長 2015年 当社 商品開発部長 2018年 当社 営業企画部長 2020年 当社 執行役員営業企画部長 2022年 当社 執行役員代理店営業推進部長 現在に至る

10 会計参与の氏名または名称

会計参与は設置していません。

11 会計監査人の氏名または名称

Mooreみらい監査法人

指定社員 佐野 修

指定社員 中村 英人

12 従業員の在籍・採用状況

区 分	2022年度末 在籍数	2023年度末 在籍数	2022年度 採用数	2023年度 採用数	2023年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	267名	269名	20名	20名	45.5歳	8.1年
（男 子）	(161)	(159)	(11)	(11)	(47.7)	(8.1)
（女 子）	(106)	(110)	(9)	(9)	(42.3)	(8.0)
（総合職）	(227)	(238)	(11)	(18)	(43.5)	(7.8)
（一般職）	(ー)	(ー)	(ー)	(ー)	(ー)	(ー)
営業職員	—	—	—	—	—	—
（男 子）	(ー)	(ー)	(ー)	(ー)	(ー)	(ー)
（女 子）	(ー)	(ー)	(ー)	(ー)	(ー)	(ー)

13 平均給与(内勤職員)

(単位：千円)

区 分	2023年3月	2024年3月
内勤職員	416	408

(注)平均給与月額は3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

14 平均給与(営業職員)

該当ありません。

II 保険会社の運営

1 リスク管理態勢について

(1) 基本方針

当社は、「お客さまに対して長期にわたり安定的に生命保険契約を通じた保障を提供する」という生命保険会社の基本的な責務を果たすため、生命保険事業を取り巻くリスクに対して適切に対処するとともに、財務の健全性の維持・向上に努めています。当社では、役職員一人ひとりがリスク管理の担い手であるとの認識のもと、統合的リスク管理(ERM)を推進しています。

(2) 統合的リスク管理(ERM)

統合的リスク管理(ERM)とは、自己資本・リスク・収益を自らの経営戦略と一体で管理することで、健全性の確保、資本効率の向上、リスク・リターンの最適化を図り、企業価値を増大させる経営管理態勢のことです。

当社ではERMの推進にあたり、リスク管理委員会にて各種リスクを部門横断的に一元管理し、当社のリスク選好や各リスクの特性および当社の自己資本などの状況を勘案し、リスクの状況を定期的にモニタリングするとともに、これらの状況を取締役に報告する態勢としています。また、ALM委員会にて資産と負債の状況を把握・分析・評価するなど総合的に管理し、リスク管理委員会および取締役に報告する態勢としています。

リスク選好については、リスク・テイクの戦略目標、および戦略目標に沿ったリスクの許容範囲を記した「リスク・テイク・ステートメント」を定め、リスクを適切にコントロールするよう努めています。

① リスク管理体制

当社では、経営陣が自らリスク管理に携わるなど、実効的なリスク管理に取り組んでいます。

当社は、取締役会で定められた「統合的リスク管理に関する基本方針」にもとづき、社長を委員長とするリスク管理委員会、および同委員会を適切に運営し、機能を補佐する統合的リスク管理部署(コンプライアンス・リスク統轄部)を設置し、会社全体のリスクの状況を統合的に管理しています。また、各リスクの特性に応じて保険引受リスク管理委員会、資産運用リスク管理委員会、事務リスク管理委員会、システムリスク管理委員会を設置し、専門的に管理しています。

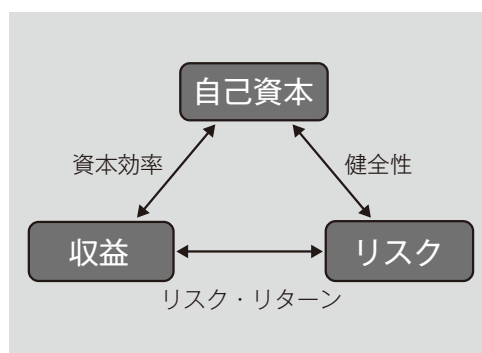
各委員会は、各リスクを担当する取締役が委員長に就任するとともに、担当部署が事務局を務めるなど、委員長と事務局ならびに委員を適切に選任することにより、リスク管理の実効性と牽制機能の確保に努めています。コンプライアンス・リスク統轄部はすべての委員会に関与することで、リスクを統括管理する態勢を構築しています。こうしたリスク管理態勢が有効に機能していることを監査部が検証しています。

また、当社では、法令で定められたストレステストの他に全社的なストレステストを定期的の実施し、財務の健全性に与える影響を分析しています。ストレステストの結果はリスク管理委員会および取締役に報告され、財務基盤の強化などの検討に役立てています。

ア. 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクです。

当社では、将来収支予測や第三分野保険における保険事故発生率の事後検証(ストレステスト、負債十分性テスト)を行い、責任準備金の積立水準が適切であることを確認しているほか、各種保険事故発生率に関する自社統計を定期的に取り、その結果をもとに保険料率算定時の計算基礎が適切であったかどうか、また実際の保険事故発生率や金利水準が当初の想定から大きく乖離していないかなどを検証しています。



○リスク・テイク・ステートメント

I. リスク・テイクの戦略目標

- ・ 保険引受による収益の拡大を目指し、貯蓄性商品の引受リスクを適切にコントロールする
- ・ 資産運用は安全かつ有利を原則とする
- ・ 「お客さま基点」にもとづき、お客さまに支持される品質の高いサービスを提供する
- ・ 将来に備え自己資本等の強化を目指す

II. リスクの許容範囲

- ・ バッファとして事業継続可能なだけの資本を経営に留保しておく
- ・ 自己資本等から経営留保資本を控除した資本で、業務運営上発生しうるリスクによる損失をカバーする

検証結果にもとづき、必要に応じて保険料率の改定、保険契約引受基準の見直し、再保険の活用などの対応を行っています。再保険会社の選定にあたっては、財務的な健全性をもった信用力の高い保険会社とすることを基本方針に掲げ、主要格付会社の格付けなどをベースに再保険先の信用力・担保力の評価を行っています。

イ. 資産運用リスク管理

生命保険事業は公共性の高い事業であり、また、お客さまの大切な財産をお預かりしているという観点から、資産運用は、安全かつ有利な運用を基本原則としています。当社では、個々の資産がもつリスク特性や収益特性を考慮した効率的な投資を実現するためにはリスク管理が極めて重要であることから、資産運用に関するリスク管理に努めています。

具体的には資産運用リスク(市場関連リスク、信用リスク)の状況を定期的に把握・監視しながら、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しています。

なお、当社ではバリュー・アット・リスク(VaR)*を用いてリスク量を算出し、保有資産から生じる可能性のある最大損失額を一定の範囲内に抑えるというコントロール方法を採用しています。

※バリュー・アット・リスクとは、過去の実績にもとづいて統計学的に算出した、一定期間内に生じる可能性のある最大損失予想額のことです。

・市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利リスク、有価証券などの価格変動リスク、為替リスクの3つのリスクからなります。

当社では、VaRによる管理を行うとともに、保有制限や損失額の増大を防止するためのルール(ロスカット(損切り)ルール)を定め、管理しています。

・信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、オフバランス資産を含む資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。

当社では、VaRによる管理を行うとともに、同一企業や同一企業グループへの与信集中を避けるほか、投機的格付債券の保有の抑制に努めています。

ウ. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金繰りリスクまたは市場流動性リスクにより、損失を被るリスクです。

当社では、資金の出入状況の管理を行うとともに、流動性資産(現預金、コールローン、その他短期運用資産(預金性格の資産、3ヵ月以内に償還の債券など))を一定額以上確保しています。

エ. 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員などが正確な事務を怠る、または事故・不正などを起こすことにより、損失を被るリスクです。

当社では、事務基準などを規程化・マニュアル化しており、役職員はそれらに従った正確かつ迅速な事務を行うこととしています。また、自部門内における相互検証が制度化されているほか、監査部による内部監査にて事後検証を実施するなど、相互牽制機能が正常に働くよう態勢を整備しています。

オ. システムリスク管理

システムリスクとは、システムの停止や誤作動、システムの不備・不正使用などにより損失を被るリスクです。

当社では、インターネットや社内PC(在宅勤務用PCを含む)を接続するネットワークに関するリスク管理対策として、ファイアウォールを設置しているほか、暗号化ソフトの導入、外部媒体への書出制限などの実施により、コンピュータに記録された情報の漏えい・破壊・改ざんの防止に努めています。

また、昨今のサイバー攻撃の脅威の高まりに対して、攻撃を検知・防御するための技術的対策や組織的対策を講じるなど、サイバーセキュリティ管理態勢の強化に取り組んでいます。

さらに、外部専門家によるシステムリスク評価を受けることにより、システムリスク管理レベルの向上を図っています。

カ. コンプライアンス・リスク管理

コンプライアンス・リスクとは、役職員によるお客さま基点を欠く行為等により、顧客保護、市場の公正・透明に悪影響を及ぼすことにより会社が信頼を毀損、さらには損失を被るリスクです。

当社では、リスク管理委員会の管下で直接管理することを定めており、お客さま基点を核としたコンプライアンスを実践することにより社会の要請と期待に応えていくとの認識のもと、役職員に対して継続的な教育を実施し、良質な企業文化の醸成に努めています。

キ. その他リスクの管理

その他リスクとは、地震・風水害等の自然災害、テロ・脅迫等の人的災害、または大規模停電・通信障害等の技術的災害などの発生により、業務の継続が困難となるリスク、ならびに、企業情報もしくは個人情報情報の漏えい、法令等の違反、風評の発生などにより、業務の運営が阻害されるなど経営に影響が生じるリスクです。

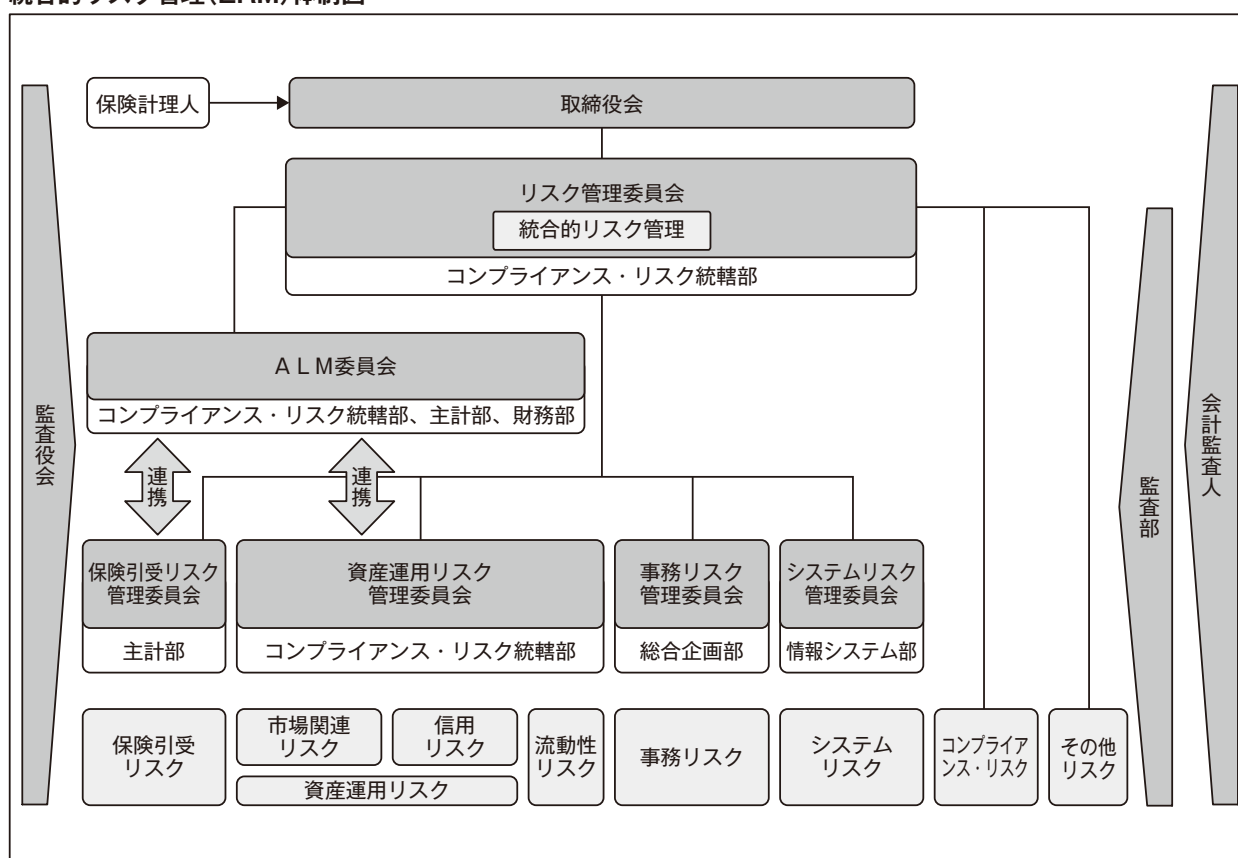
当社では、リスク管理委員会の管下で直接管理することを定めており、リスクに対しいち早く対処・処理を行うだけでなく、大規模な災害などの発生時においてもお客さまからのお問い合わせやご請求などに対し迅速な対応を可能にする態勢の整備に努めています。

② ALM体制

ALMとは、資産(Asset)と負債(Liability)を総合的に管理(Management)することです。生命保険会社は保険金などを将来お支払いするために責任準備金(負債)を積み立て、資産である債券などで運用しています。市場環境などの悪化時にも保険金などのお支払いを確実に行うため、資産と負債を適切に管理することが重要になります。

当社では、取締役会で定めた「ALM方針」にもとづきALM委員会を設置し、資産と負債の状況を把握・分析・評価するとともに、今後の方向性について審議しています。審議内容については、リスク管理委員会および取締役会へ報告する態勢としており、リスクを適切にコントロールしながら、資産と負債を総合的に管理しています。

統合的リスク管理(ERM)体制図



(注) 各委員会の下に記載の部署は事務局を担当しています。

2 コンプライアンス(法令等遵守)推進態勢について

(1) 基本方針

当社は、生命保険業が高い公共性を有し、広く経済・社会に貢献していくという重大な責務を負っているとの認識のもと、法令および諸規程、ならびに社会規範および企業倫理などを厳格に遵守することが重要であることに鑑み、取締役会において「コンプライアンスに関する基本方針」を定め、コンプライアンスを意識した事業活動を行うためのコンプライアンス推進態勢を構築しています。また、取締役会において「フコクしんらい生命行動規範」を定め、役職員などがコンプライアンスを実践するための指針としています。

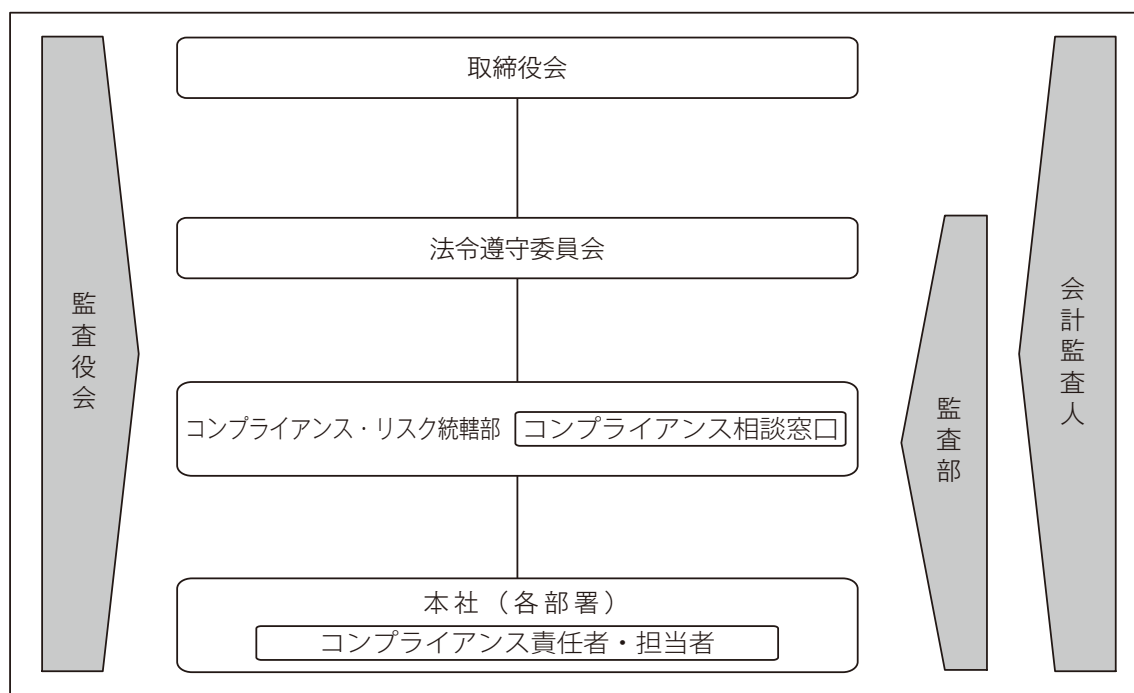
(2) 推進態勢

当社では、法令等遵守態勢を以下のとおりとし、効率的かつ実効性のあるコンプライアンス推進態勢の整備・強化を図っています。

① 組織体制

社長が委員長となる法令遵守委員会は、常勤取締役、執行役員および部長で構成されます。コンプライアンス体制の構築やコンプライアンス・プログラムの策定等を審議するとともに、不適正事象やマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策、コンプライアンス・リスクが顕在化した際の対応状況等に係る事項等を把握し、コンプライアンスの推進を図っています。また、同委員会の事務局はコンプライアンス統括部署であるコンプライアンス・リスク統轄部が担当しています。

コンプライアンスの実践・推進については、社長(コンプライアンス統括責任者)の統括のもと、コンプライアンス・リスク統轄部が指示し、各部署のコンプライアンス推進の責任者(コンプライアンス責任者)と実務担当者(コンプライアンス担当者)が行っています。



② コンプライアンスの推進

コンプライアンス意識の徹底を図るため、コンプライアンスに関する方針、社内規程、関係法令などの解説や留意事項をまとめたコンプライアンス・マニュアルを毎年改定・配付しています。

また、コンプライアンス・プログラムにもとづき、階層別・所属別コンプライアンス研修を定期的 to実施し、コンプライアンス意識や知識の向上を図っています。

そして、コンプライアンスに関する役職員などからの質問や相談、不適正事象の通報を受け付ける相談窓口を社内外に設け、不適正な事象の早期発見に努めています。万一、不適正な事象が発生した際には迅速かつ適切な対応を行い、再発防止策を講じることとしています。

3 第三分野保険の責任準備金の十分性の確認について

(保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る)の合理性および妥当性)

医療保険などのいわゆる第三分野保険は、医療政策等の外的要因の影響を受けやすく、将来の給付金等の支払いについて不確実性を有していると考えられています。そのような第三分野保険の特性を踏まえて、法令および社内規程に定める方法によって定期的にストレステストおよび負債十分性テストを実施し、責任準備金の積立額が将来の給付を十分まかなえる水準であることを確認しています。

(1) テストの概要

当社ではストレステストの実施にあたり、過去の保険事故発生率等の実績にもとづいて将来10年間の発生率に関するリスクの99%をカバーする発生率(危険発生率Aという)と、97.7%をカバーする発生率(危険発生率Bという)を統計的手法により予測しています。この危険発生率Aおよび危険発生率Bを用いて将来の給付額を計算し、それらが保険料計算における予定発生率を用いて計算された将来の給付額を超過していないかを確認しています。

危険発生率Aによる将来の給付額が予定発生率による将来の給付額より大きい場合は、危険準備金を積み立てます。さらに、危険発生率Bによる将来の給付額が予定発生率による将来の給付額より大きい場合は、危険準備金を積み立てるとともに負債十分性テストを実施し、保険料積立金に不足が生じている場合は、保険料積立金を追加して積み立てます。

(2) テストの結果

2023年度決算においては、ストレステストにもとづく危険準備金として積み立てる金額はありません。また、負債十分性テストは、対象となる契約区分がなかったことから実施していません。

なお、危険発生率の設定方法やテスト結果については、社内規程にもとづき、算定部署から独立している保険引受リスク管理委員会において、その合理性および妥当性について確認し、牽制機能を確保しています。

◇ストレステストおよび負債十分性テストの結果

(単位：百万円)

	2022年度末	2023年度末
保 険 料 積 立 金	—	—
危 険 準 備 金	—	—

4 個人情報等の保護について

当社は、お客さまから信頼される保険会社であるために個人情報の取扱いが重要であることを認識し、個人情報保護法その他の関連法令・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインなどを遵守し、個人情報の適正な取扱いおよび保護に努めています。

(1) プライバシーポリシー(個人情報保護方針)について

当社では、個人情報に関する方針として「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」を定めるとともに、お客さまからお預かりしている個人情報の取扱ルールとして各種規程を定め、お客さまからの個人情報に関するご相談・お申出に迅速かつ適切に対応できるよう努めています。

プライバシーポリシー(個人情報保護方針)

当社は、お客さまから信頼され続ける保険会社となることを第一に考え、個人情報の取扱いに関する方針を定め、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます)その他の関連法令・ガイドラインなどを遵守し、お客さまからお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護、および個人情報の取扱いに関するお客さまからのご質問、ご相談・お申出などに対して迅速かつ適切な対応に努めております。

1. 個人情報の利用目的

当社は、お預かりした個人情報を、以下に記載する利用目的のために、業務上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

これらの利用目的は、当社のホームページおよびディスクロージャー誌などに掲載することにより公表するほか、書面などによりお客さまから直接個人情報を収集する場合に明示いたします。

2. 収集する個人情報の種類

保険などの契約に必要な個人情報として、お客さまの住所・氏名・生年月日・性別・電話番号の他、お客さまの健康状態、職業などについて収集いたします。

また、当社が提供する各種サービスに関連して本人確認に必要な個人情報などのご提出をお願いする場合がございます。

3. 個人情報の収集方法

個人情報を収集するにあたっては、個人情報保護法その他の関連法令・ガイドラインなどに照らして適法・公正な方法にて、主に、申込書・契約書やアンケートにより収集いたします。

また、キャンペーン等の実施により、インターネット・郵送等で個人情報を収集する場合があります。

4. 個人情報の提供

当社では、以下の場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ずに、個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1) 法令にもとづく場合など、個人情報保護法に定められた場合
- (2) 個人情報保護法にもとづき、「1. 個人情報の利用目的」に記載の目的のために、業務を委託する場合
- (3) 個人情報保護法にもとづき、「1. 個人情報の利用目的」に記載の目的のために、関連会社・提携会社との間で個人情報を共同利用する場合、および保険制度の健全な運営に必要なため、お客さまの保険契約などに関する所定の情報を一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社などと共同して利用する場合など(詳細は当社ホームページをご参照いただくか、「8. 個人情報の取扱いに関する問合わせ先」までご連絡ください)
- (4) その他個人情報保護法にもとづき提供が認められる場合

5. 個人情報の管理

個人情報を正確かつ最新の状態にするために適切な措置を講じるとともに、個人情報への不正なアクセスなどが行われることを防止するために適切な対策を講じます。

また、当社役職員に対し、研修などを通じて個人情報の適切な取扱いの周知徹底を継続的にを行います。

6. お客さまからの開示・訂正・利用停止などのご依頼

お客さまからご自身の個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、利用停止などまたは第三者への提供の停止のご依頼があった場合は、ご本人からのお申し出であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り対応いたします。具体的な手続方法、ならびに利用目的の通知および開示請求に際し申し受けます手数料の詳細につきましては、当社ホームページをご参照いただくか、「8. 個人情報の取扱いに関する問い合わせ先」までご連絡ください。

7. プライバシーポリシーの見直し

当社は、本プライバシーポリシー各項における取り組みを適宜見直し、改善してまいります。

また、本プライバシーポリシーを変更した場合、すみやかに当社のホームページに掲載し、公表いたします。

8. 個人情報の取扱いに関する問い合わせ先

個人情報の取扱いに関する問い合わせは、以下までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室

電 話 0120-700-651 ※通話料無料

所在地 〒160-6132

東京都新宿区西新宿8-17-1

ホームページURL：<https://www.fukokushinrai.co.jp>

9. 認定個人情報保護団体におけるお申出・相談窓口

当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会に加盟しております。

同協会の対象事業者である生命保険会社の個人情報の取扱いに関するお申出・相談窓口は以下のとおりです。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談室

電 話 03-3286-2648

ホームページURL：<https://www.seiho.or.jp>

10. 特定個人情報等の取扱い

お客さまの個人情報のうち、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に規定する特定個人情報、および個人番号の取扱いにつきましては、別途定める「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」によるものとします。

(2) 特定個人情報等の取扱いについて

当社は、特定個人情報等に関する基本方針として「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」を定めるとともに、お客さまからお預かりしている特定個人情報等の取扱ルールとして各種規程を定め、お客さまからの特定個人情報等に関するご相談・お申出に迅速かつ適切に対応できるよう努めています。

特定個人情報等の取扱いに関する基本方針

当社は、お客さまから信頼され続ける保険会社となることを第一に考え、お客さまの個人情報のうち、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます。）に規定する特定個人情報（※）、および個人番号（以下、併せて「特定個人情報等」といいます。）の取扱いに関する基本方針を定め、番号法・その他の関連法令・ガイドライン等を遵守し、お客さまからお預かりしている大切な特定個人情報等の適正な管理・利用と保護、および特定個人情報等の取扱いに関するお客さまからのご質問・ご相談・お申出等に対して迅速かつ適切な対応に努めます。

※「特定個人情報」とは、個人情報のうち、個人番号（または個人番号の代替物）をその内容に含むものをいいます。

1. 特定個人情報等の利用目的

当社は、お預かりした特定個人情報等を、番号法に規定する以下の個人番号関係事務のために、業務上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- (1) 保険取引に関する支払調書作成事務
- (2) 不動産取引に関する支払調書作成事務
- (3) 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
- (4) 株式等の譲渡の対価等の支払調書作成事務
- (5) 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
- (6) 前各号に掲げる事務以外の、個人番号関係事務として当社が行う法定調書作成事務

2. 特定個人情報等の収集

当社は、番号法に規定する個人番号関係事務を処理するために必要な場合にのみ、特定個人情報等を収集し、また、お客さまに特定個人情報等のご提供をお願いします。

3. 特定個人情報等の安全管理措置

当社は、お預かりした特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損の防止等、特定個人情報等の必要かつ適切な管理のために、取扱規程等を策定するとともに、番号法等に規定する「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」および「技術的安全管理措置」を講じます。

また、当社の従業員に特定個人情報等を取り扱わせるにあたっては、安全管理措置が適切に講じられるよう、従業員に対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 特定個人情報等の提供

当社は、番号法に規定する特定個人情報等の提供が認められる場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供することはありません。

5. 個人番号の廃棄

当社は、お預かりした個人番号に係る個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令に規定する保存期間が経過したときは、個人番号をすみやかに廃棄または削除します。

6. 特定個人情報等の取扱いに関するお問い合わせ先

特定個人情報等の取扱いに関するお問い合わせは、以下までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室
電 話 0120-700-651 ※通話料無料

所在地 〒160-6132

東京都新宿区西新宿8-17-1

ホームページURL : <https://www.fukokushinrai.co.jp>

5 勧誘方針について

当社は、金融商品の販売においては、関係法令等を遵守し、お客さまを第一に考えた適正・適切な勧誘を行うよう努めています。

なお、当社では、以下のとおり「勧誘方針」を定めて公表しています。

勧誘方針

フコクしんらい生命保険株式会社では、お客さまのご期待にお応えできるより良い商品・サービスを提供し、お客さまからの信頼にお応えするために勧誘方針を次のように定めました。

1. ライフスタイルに合ったより良い商品・サービスを提供いたします

お客さまのライフスタイルに合ったより良い商品・サービスの提供を行うために、勧誘にあたってはコンサルティング活動を通じて、適切な情報の提供をするとともに、お客さまのご意向と実情に配慮した勧誘を行います。特に、未成年者の方を被保険者とする生命保険契約については、モラルリスクを排除する観点から適切な勧誘に努めます。

2. 契約内容を十分に説明し、ご理解いただいた上でご契約いただきます

お客さまへの勧誘に際しては、お客さまのご意向に沿って、時間・場所等に十分配慮するように努めます。また、お客さまからのご契約のお申し込み等をお受けする際には、ご契約に関する重要事項を書面で説明し、ご理解、ご納得していただいた上でご契約いただきます。また、市場リスクを伴う商品については、そのリスクの内容について適切な説明に努めます。

3. お客さまに関する情報は厳正に取り扱います

お客さまのプライバシーを保護するため、業務上知り得たお客さまに関する情報については、当社で定めた「プライバシーポリシー」に則り、厳正に取り扱います。

4. 募集ルールに合った適正な販売を行います

保険業法をはじめとする関係諸法令や、諸規則、ルール等を遵守して適正な販売を行います。事実でない情報をお伝えしたり、将来において不確定なことがらについて断定的な説明は行いません。

5. 高齢者のお客さまが誤解や誤認のないよう努め、契約の意思確認を行います

高齢者のお客さまには、保険商品について十分ご理解いただき安心して保険商品加入のご検討をいただけるよう、適切かつ十分な説明を行うよう努めます。また商品の特性等を勘案したうえで誤解や誤認のないよう努め、契約の際のトラブルの未然防止、早期発見に努めます。

6 反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針

当社では、不当要求の拒絶に限らず、反社会的勢力との関係を遮断するための基本的な事項を定めることにより、当社および当社の役職員ならびにご契約者などへの被害を防止し、公共の信頼および業務の適切性、健全性を確保することを目的として、「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」を以下のとおり定めています。

反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針

1. 目的

本方針は、不当要求の拒絶に限らず、反社会的勢力との関係を遮断するための基本的な事項を定めることにより、当社および当社の役職員ならびに契約者さま等への被害を防止し、公共の信頼および業務の適切性、健全性を確保することを目的とします。

2. 定義

「反社会的勢力」とは、暴力・威力・詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人のことをいい、いわゆる暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等に加え、暴力的な要求や法的な責任を超えた不当な要求を行う集団または個人も含みます。

3. 原則

当社は、「1. 目的」を達成するため、以下の原則を遵守します。

(1) 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力と一切の関係をもちません。また、反社会的勢力と知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点またはその疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消します。

(2) 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対し、理由の如何に関わらず、裏取引や資金提供を行いません。

(3) 組織としての対応

当社は、反社会的勢力との関係遮断においては、その対応を担当者や担当部署のみに任せることなく、代表取締役および反社会的勢力対応担当取締役の指揮の下、組織全体のみならず、関連会社とも連携して対応します。

(4) 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力との関係遮断に備え、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

(5) 有事における民事と刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力との関係遮断においては、あらゆる民事上の法的手段を講じるとともに、何らかの被害を受けた場合は積極的に被害届を提出するなど刑事事件化を躊躇しません。

4. 体制の整備

当社は、反社会的勢力との関係を遮断するために、当社における一元的な管理態勢の整備および運用を統括する部署を設置し、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援する体制を構築します。

Ⅲ 直近事業年度における事業の概況

1 直近事業年度における事業の概況

(1) 経営環境

2023年度のわが国経済は、前半は新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行したことにより、個人消費や企業生産活動の再開が進み、緩やかな回復基調となりました。後半は、実質賃金がマイナス幅を拡大しつつも、円安を背景としたインバウンド需要や省力化投資、A I関連投資が下支えし、全体として緩やかな回復基調が続きました。

国内株式については、日経平均株価は28,200円台での取引開始となりました。日銀の金融緩和姿勢や東京証券取引所の要請による企業改革への期待といった好材料を背景に、海外投資家の日本株買いが継続し、6月には33,700円台まで上昇しました。しかし、米連邦準備制度理事会(F R B)による金融引き締め長期化観測や中国経済の先行き不透明感が強まったことが重なり、10月には30,400円台まで下落しました。以降は、日銀による金融政策正常化懸念が高まったものの、F R Bによる早期の利下げ期待や円安による企業業績の拡大、新N I S Aの開始などがサポートとなり、株価は力強く上昇しました。連続的な利上げが日銀により否定されたことも好感され、3月には一時40,900円台に達し、年度末は40,300円台で取引を終えました。

長期金利については、10年国債利回りは0.340%で取引を開始しました。4月には植田日銀新総裁が就任し、市場では金融政策正常化への思惑が交錯する中、0.480%まで上昇しました。さらに、7月に日銀が長短金利操作の運用柔軟化を決定すると、長期金利はこれまで日銀が許容変動幅の上限としていた水準を上回りました。以降は更なる政策修正期待が高まったことに加えて、F R Bによる金融引き締め長期化観測から米国の長期金利が大幅上昇したことを受けて、上昇基調を維持し、11月には一時0.970%をつけました。米国で弱い経済指標が見られ、F R Bによる早期の利下げ期待が高まる中、1月には0.550%まで低下しましたが、マイナス金利の撤廃期待が再度広がり、3月の日銀決定会合前には0.800%に近づき、年度末は0.725%で取引を終えました。

ドル円相場については、132円台で取引を開始しました。日銀が粘り強く金融緩和を継続する姿勢を示したことで、金融引き締めを続けるF R Bとの金融政策の方向性の違いが意識され、6月には145円台まで上昇しました。7月には米物価指標の下振れに伴うドル安圧力の強まりから137円台まで下落しましたが、米国経済が底堅く推移する中で、米国の長期金利が上昇基調に転じると、日米金利差の拡大からドル円は再び上昇基調に転じ、11月には151円台まで上昇しました。F R Bが早期の利下げを示唆したことから12月には140円台まで下落しましたが、米物価指標が強含み、米国の長期金利が上昇に転じたことに加え、日銀による将来の利上げペースが緩やかになるという市場の予想が高まったため、ドル円は上昇基調を維持し、年度末は151円台で取引を終えました。

生命保険業界においては、現在の運用環境、市中金利の動向等を踏まえ、貯蓄性商品の保険料率を改定する動きが見られました。新型コロナウイルス感染症に関しては、5月8日より感染症法上の位置づけを「5類感染症」へ変更する政府方針決定に基づき、「みなし入院」による入院給付金等の取扱いを終了しました。また、1月に発生した令和6年能登半島地震により被災されたお客さまのご契約について、生命保険各社は、災害保険金等の支払いにおいて地震による免責事項の不適用、保険料払込猶予や保険金請求書類の一部省略などを行いました。

生命保険協会においては、コロナ禍における生命保険業界の取組みを振り返り、パンデミックに対する経験として今後に活かすため、「新型コロナウイルス感染症を巡る生命保険業界の取組み及び次のパンデミックに向けた経験の継承」を作成し、11月に公表しました。

(2) 事業の経過

このような経営環境の中、当社は「一翼をになう存在をめざして」を企業理念に掲げ、代理店を通じた保険商品の販売に特化した専門会社として、金融機関代理店チャネルと金融機関代理店以外の代理店チャネル(以下、「一般代理店チャネル」といいます。)の2軸を中心に事業を展開し、お客さま一人ひとりの生活をはじめ代理店等のパートナーやグループ企業の、延いては社会全体の一翼を担いうる存在となるために努めました。また、フコク生命グループの一員である当社は、「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら、フコク生命グループならではのサービスや経験を創り出し、提供していくというフコク生命グループ共通の価値観である「お客さま基点」のもと、お客さま本位の業務運営を推進しました。

当社がお客さま本位の業務運営に係る考え方を整理し策定した『「お客さま基点」の業務運営方針』にもとづいた取組みについては、その取組状況を測る指標を設定し、定期的に検証、取組内容の見直しを行い、業務品質の向上を図っています。6月には取組状況及び2022年度の指標である「お客さま総合満足度」を公表し、お客さまに当社の状況をご理解いただけるよう努めました。なお、2023年度より、取組状況を測る指標を方針区分に沿った定量的な内容に見直しています。当社が抱える課題や注力する分野を設定し定期的な振り返りを行うことで、『「お客さま基点」の業務運営方針』の推進力を強化するとともに取組状況の見える化を進めていきます。

① 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応においては、緊急対策本部を中心に、お客さま及び代理店等のパートナー、従業員の安全を最優先に考え、適時適切な対応を検討、実施してきました。5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけをこれまでの「2類感染症相当」から「5類感染症」に変更する政府方針が示されたことを受け、「みなし入院」の取扱いを終了しています。当社では、新型コロナウイルス感染症に関し3月末時点で累計約6,600件、約12億円の給付金等をお支払いしました。お客さま一人ひとりに寄り添い正確かつ速やかなお支払いに努め、請求件数が増加した期間においても、支払いにかかる日数等は通常時と変わらない水準を維持しました。

保険販売においては、新型コロナウイルス感染症等の影響による、非対面でのお手続きニーズの高まりを踏まえ、一定の条件のもと、郵送やデジタル機器を介したオンラインでの面談などにより契約のお手続きを可能とす

る態勢や、一部金融機関代理店でのペーパーレスシステム導入による申込手続き態勢を整備しました。また、代理店への研修等については、オンラインによる実施や研修動画の提供をより一層充実させ、他方で、対面による集合研修についても再開しています。

②商品・お客さまサービス

商品・お客さまサービス面では、引き続きお客さま一人ひとりに安心をお届けすべく、社会の変化とともに多様化するお客さまのニーズに対応した商品・サービスの提供に努めています。

商品面では、4月に主力商品である定期保険・医療保険などの各種取扱範囲の改定を行いました。これにより、最高保険金額の引き上げなどがなされ、より多様なお客さまからの保障ニーズにお応えできるようになりました。また、お客さまの資産形成、資産承継ニーズにお応えするため、利率更改型一時払終身保険などの貯蓄性商品についても引き続き供給を行っています。

お客さまの利便性向上に向けては、引き続き、お客さまアンケートや各種お申出、苦情等のさまざまな「お客さまの声」を経営に活かすべく取組みを進めています。なお、従来の「お客さまの声」に加え、代理店からのご意見の中でお客さまを代弁する声についても、一体的に分析・管理する体制を整えました。

お客さまサービスの新たな取組みとしては、8月に、あらかじめご契約者のご家族情報を登録しておくことにより、確実にご契約者にご案内をお届けすることができ、また登録ご家族から保険契約の照会などを行える制度として「お客さまのご家族登録制度」を開始しました。ご登録いただくことで、各種お手続きや不測の事態がおこったときでも、ご家族にサポートいただけるようになりました。

③営業推進

営業推進面では、保障性商品の着実な保有伸展に向けた販売推進及び貯蓄性商品の安定供給に向け、チャネルごとに次の対応を進めました。

金融機関代理店チャネルによる保険販売においては、全国の信用金庫をはじめとする金融機関と提携し、保障性商品の定期保険、医療保険と貯蓄性商品の利率更改型一時払終身保険の提供を行っています。保障性商品では、定期保険や医療保険の販売を推進し、取扱金融機関の増加に努めています。貯蓄性商品では、直近の市場金利を反映して昨今の金利上昇をキャッチアップすることができる利率更改型一時払終身保険の商品性が金融機関に評価され、取扱金融機関数及び販売量が増加しました。

一般代理店チャネルによる保険販売においては、引き続き業務提携先である共栄火災海上保険株式会社の損害保険代理店を通じて、医療保険をはじめ、定期保険、収入保障保険といった保障性商品を中心に提供を行っています。提供にあたっては共栄火災海上保険株式会社と綿密な連携を行い、販売推進を行いました。

また、富国生命のお客さまアドバイザーによる利率更改型一時払終身保険の販売についても、富国生命と連携のうえ継続的に推進しました。今後も、フコク生命グループ内の経営資源を有効活用し、シナジーのさらなる発揮に向けて取り組んでいきます。

引き続き、安定的かつ持続的成長を支える営業基盤の整備・高度化に向けて、各チャネルにおいて、代理店をはじめとするパートナー等とのリレーションシップを重ね、お客さまや社会への提供価値をともに高めていきます。

④資産運用

資産運用面では、資金の性格に鑑み安全性を基本としつつ、長期・安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、引き続き国内公社債への投資を軸とする運用を行いました。また、金融環境の変化に対応し、効率的運用を行うと同時に、資産の健全性向上も図っていきます。なお、当社では、お客さまの大切な資産をお預かりし運用する機関投資家として、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入を表明しており、スチュワードシップ活動にかかる方針や議決権行使の結果等を公表しています。

⑤経営管理

経営管理面では、多様化・複雑化する外部環境の変化に対応し統合的リスク管理の実効性を確保するために、継続的に管理の高度化に取り組んでいます。これにより、安定した利益の確保や財務の健全性の向上を図り、お客さまへより一層の安心とさらなる付加価値の提供に努めています。自己資本、リスク及びリターンの一体的な管理に向けては、経済価値ベースのソルベンシー評価の内部モデルの高度化やリスク・リターン指標の経営への活用などの対応を進めました。

コンプライアンス・リスク管理については、リスクアセスメントを通じたリスクの洗い出し・評価等の実施や役員に対する定期的な教育を実施することで、コンプライアンスに対して高い感度を持つ企業文化の醸成を図っています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策については、金融庁が公表している「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、態勢の高度化を進めています。

⑥SDGs

SDGsの達成に向けた取組みの強化、地域社会への貢献を目的として、信用金庫とともに保険販売を通じた共同寄付の取組みを実施しています。本取組みは、賛同いただいた信用金庫と当社が、対象商品の販売件数に所定の寄付額単価を乗じた金額を各信用金庫が選定した公共性・公益性の高い団体・組織に対し、各々同額を寄付するものです。3月末時点では累計で26の信用金庫に賛同いただいております。今後も新たに賛同いただける信用金庫とともに本スキームによる取組みを拡大し、パートナーシップを通じて持続可能な地域社会づくりに貢献していきます。

また、株式会社公文教育研究会と信用金庫とともに、認知症の正しい知識や予防について全国の地域住民の皆さまにお伝えする「認知症予防セミナー」を開催しています。当社は直面する超高齢社会に対して、認知症・介護にそなえるための保険商品やサービスの提供に留まらず、本セミナーの開催などを通じて、脳の健康づくりは

もとより、地域社会とのつながりを支える役割を果たすため、多様な面から取組みを実施してきました。これからも認知症の当事者やそのご家族が安心して暮らせる地域社会づくりの一翼を担っていきます。

これらのSDGsの達成に向けた取組みをさらに推し進めるため、当社の企業理念や経営方針にもとづいた取組みとSDGsの17のゴールの関係性を整理し、当社の事業や強みが活かせる優先取組項目を7月に設定しました。事業活動とSDGs達成に向けた貢献活動の一体的な取組みを推進しています。

(3) 事業の概要

① 新契約高、減少契約高及び保有契約高の状況及び推移

個人保険及び個人年金保険は、新契約高が3,071億円(前年度比19.3%増)、減少契約高が1,920億円(前年度比7.1%減)となり、保有契約高は2兆3,325億円(前年度末比5.2%増)となりました。

また、団体保険の保有契約高は1,477億円(前年度末比2.6%減)となり、個人保険及び個人年金保険の保有契約高に団体保険の保有契約高を加えた保有契約高全体では2兆4,802億円(前年度末比4.7%増)となりました。

② 収支及び資産運用の状況

収入面では、保険料等収入は2,668億円(前年度比13.8%増)となりました。また、資産運用収益は213億円(前年度比8.0%増)となりました。その他経常収益を含めた経常収益は2,894億円(前年度比13.4%増)となりました。

支出面では、保険金等支払金は1,577億円(前年度比10.0%減)となり、責任準備金等繰入額は1,092億円(前年度比74.8%増)となりました。また、資産運用費用は27億円(前年度は8億円)、事業費は120億円(前年度比21.5%増)となり、その他経常費用を含めた経常費用は2,858億円(前年度比12.7%増)となりました。

以上の結果、経常利益は35億円(前年度は15億円)となりました。

経常利益に価格変動準備金繰入額13億円を含む特別損失、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税、法人税等調整額を加算減算した結果、当期純利益は14億円(前年度比75.2%増)となりました。

なお、生命保険本業の期間収益を示す指標である基礎利益は65億円(前年度は15億円)となりました。

③ 資産・負債の状況

総資産は、前年度末から1,115億円増加し、1兆8,284億円(前年度末比6.5%増)となりました。主な内訳は、公社債1兆7,128億円であり、総資産構成比は93.7%です。

責任準備金は1,085億円の繰入となり、当年度末の責任準備金の残高は1兆7,273億円(前年度末比6.7%増)となりました。なお、責任準備金のうち、保険料積立金は平準純保険料式により計算しています。また、価格変動準備金へは13億円を繰り入れ、当年度末の価格変動準備金の残高は127億円(前年度末比12.0%増)となりました。

(4) 会社が対処すべき課題

現在、生命保険会社を取り巻く経営環境は、人口減少や高齢化、デジタルトランスフォーメーションの急速な展開、地政学的リスクの強まり、また、国内では日銀のマイナス金利の解除など、大きな変化の中にあります。加えて、新型コロナウイルス感染症による社会・経済環境の変化は当社の事業運営にも相応の影響を与えました。

こうした変化の大きく不確実性が高い環境の中でこそ、お客さまに確かな安心をお届けする生命保険会社としての使命感を一層強く抱くとともに、安定的かつ持続的な事業運営に向けて課題に取り組んでいきます。

当社は、金融機関代理店チャネルにおいて貯蓄性一時払商品を中心に販売してきた結果、市場環境の影響を受けやすい構造であることが課題として挙げられます。資産と負債のデュレーション・マッチングによる金利リスクコントロールを行うなど、ALMによりリスクは適切に管理していますが、中期的な時間軸の中で保障性平準払商品の拡販を行い、収益の源泉の多様化による構造の改革を進めています。

金融機関代理店チャネルにおいては、引き続き定期保険、医療保険などの保障性商品の取扱代理店の増店に取組み、将来的な保障性商品の保有契約積み上げを見据え、中期的な成長の柱となるよう、営業を展開していきます。また、一般代理店チャネルにおいては、保障性商品の販売に関するスキルを活かし、保障性商品の保有契約増加へ向けて、その活性化に努めていきます。

当社は、これまでも「お客さま基点」をベースとした丁寧な取組みに努め、経営の差別化を進めてきました。今後も、業務品質の向上に努めるとともに、お客さまに寄り添った対応を徹底することで信頼を重ね、企業理念である「一翼を担う存在」を目指していきます。

2 契約者懇談会開催の状況

2023年度は開催していません。

3 お客さまからのお申し出と苦情の状況

(1) お客さまからのお申し出(各種ご請求・相談など)と苦情の状況

当社は、お客さまサービス室内にお客さまからの電話によるご相談窓口として「お客さま相談窓口」を設置し、さまざまなご請求・ご相談・ご要望をお受けしています。

また、「お客さまの声」を直接会社に届けていただくことを目的とし、「お客さまの声はがき」をご契約成立時に送付している保険証券に同封しています。

2023年度のお申し出・苦情の状況については、以下のとおりです。

お申し出・苦情の件数

申出項目	2022年度			2023年度		
	申し出	苦 情	合 計	申し出	苦 情	合 計
1. 新契約(資料請求など)	3,174	485	3,659	2,211	368	2,579
2. 収納関係(保険料の払込みなど)	3,328	333	3,661	3,633	254	3,887
3. 保全関係(住所変更、解約、契約者貸付など)	33,309	602	33,911	38,170	712	38,882
4. 保険金・給付金関係(請求および支払など)	25,609	840	26,449	19,025	546	19,571
5. 控除証明書など	1,745	40	1,785	2,020	103	2,123
6. その他	6,802	2,496	9,298	8,439	2,205	10,644
合 計	73,967	4,796	78,763	73,498	4,188	77,686

2022年度と比べ、申し出件数は全体で469件減少、苦情件数は全体で608件の減少となっています。

マイナンバー申告拒否については、一律「6.その他」の苦情に含めて報告していましたが、2023年度第3四半期より苦情と判断しているお申し出のみを報告の対象としております。

(2) 「お客さまの声」を活かした取組み(苦情からの改善事例)

当社は、『「お客さま基点」の業務運営方針』のもと「お客さまの声」を幅広く取り入れ、お客さまの立場にたった業務の改善に活かす取組みを最重要課題と位置付けています。お客さま相談窓口や代理店などによせられたご意見・ご要望、さらに苦情も含めて当社の貴重な財産と認識し、お客さまに選ばれる会社となるべく努力しています。

その一例として、当社の商品・サービスの向上と業務の改善を目的として立ち上げた、お客さまの声委員会において、定期的に「お客さまの声」への対応状況をP(計画)・D(実行)・C(評価)・A(改善)サイクルに沿ってチェックしながら、「お客さまの声」を業務改善等に活かす取組みを行っています。

「お客さまの声」を活かして業務改善した事例は以下のとおりです。

★お申し出：万一のとき、代理人から手続きできるようにしてほしい。

☆改善内容：2024年4月2日より、「しんらいのご家族サポートサービス」の取扱いを開始しました。

「しんらいのご家族サポートサービス」とは、「お客さまのご家族登録制度」「保険契約者代理特約」「指定代理請求特約」の総称です。本サービスにお申し込みいただくことで、ご契約者・被保険者にもしものことがあったとき、指定されたご家族等が契約内容の照会、各種お手続きや保険金等の請求などを代理で行うことができるようになりました。

(注)一部対象外となる保険種類があります。

★お申し出：保険料の支払方法をクレジットカード払に変更したい。

☆改善内容：2024年4月2日より、平準払商品(月払・半年払・年払)につきまして、一定の条件のもと、クレジットカードでの保険料のお支払いが可能となりました。すでにご加入いただいているご契約の保険料のお支払いにおいても、クレジットカード払への変更が可能となります。

4 金融ADR制度について

ADR (Alternative Dispute Resolution) とは、裁判外紛争解決手続のことで、身の回りで起こるトラブルに対し、裁判ではなく、中立・公正な立場で第三者が介入し柔軟な解決を図る手続きです。

生命保険業務に関する指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会となっており、当社は2010年10月から（一社）生命保険協会との間で、紛争解決等手続に関する「手続実施基本契約」を締結しています。

当社では、お客さまからの苦情のお申し出を承った場合は、迅速・誠実に対応し、適正な解決を図るように努めていますが、当社の対応で解決にいたらない場合は、お客さまのご判断により、指定紛争解決機関にお申し出いただくこともできます。

（一社）生命保険協会の生命保険相談所では、生命保険に関するさまざまなご相談やご照会、苦情をお受けしています。

生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても問題が解決しない場合、生命保険相談所内に設置された裁定審査会に申し立てることができます。詳しくは、（一社）生命保険協会のホームページでご覧いただけます。

（一社）生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp>

5 ご契約者に対する情報提供の実態

（１）経営活動に関する情報提供

① ディスクロージャー誌などによる情報提供

経営の内容に関する現状のご報告資料として、「フコクしんらいレポート」（本誌）を毎年作成しています。本誌は、当社本社ならびに主要な代理店に常時備え置くとともに、生命保険協会など関係機関へも配布しています。さらに、本誌を当社ホームページにも掲示し、広く閲覧いただけるよう対応しています。

また、ご契約者へ年1回ご送付しています「フコクしんらい生命からのお知らせ」とともに、直近の主要業績などを記載した「ご契約者の皆さまへ」をお送りしています。

（フコクしんらいレポート）



（ご契約者の皆さまへ）

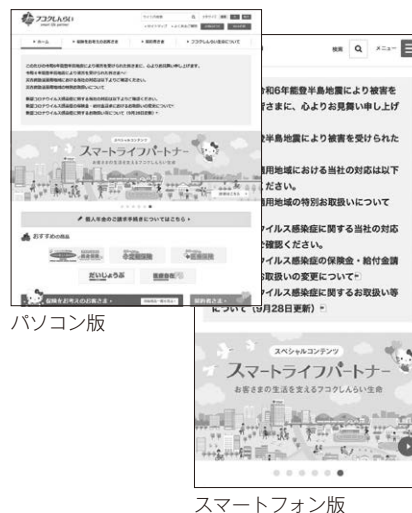


② ホームページによる情報提供

当社では、ホームページを通じて、保険金・給付金等のご請求手続のご案内、取扱商品のご案内、経営内容に関する情報とともに、当社をよりご理解いただくためのコンテンツをご提供しています。また、「ニュースリリース」や「お知らせ」では当社に関する情報も随時発信しています。

ホームページアドレス <https://www.fukokushinrai.co.jp>

（ホームページ）



パソコン版

スマートフォン版

(2) ご契約に関する情報提供

① ご契約前の情報提供

個別商品に関する特徴やしきみについては、商品パンフレット、契約概要、保険設計書にてご説明しています。注意喚起情報・お客さまの個人情報に関する重要事項についてご確認いただくとともに、「意向確認書」を用いて、お申し込みいただく保険商品がお客さまのご意向（ニーズ）に合致するものであることを保険契約の締結前に最終的にお客さまにご確認いただくこととしています。

(商品パンフレット)



② ご契約後の情報提供

ご契約締結後は、以下のような情報提供を行っています。

保険料のお払込みにに関するお知らせ	・生命保険料口座振替のご案内 ・保険料払込完了のお知らせ ・口座振替再請求のご案内 ・保険料振替貸付のご案内
保険契約の状況に関するお知らせ	・フコクしんらい生命からのお知らせ ・生命保険契約失効のご案内 ・保険料振替貸付金残高のお知らせ ・保険期間満了のお知らせ ・更新のご案内
貸付金に関するお知らせ	・利息繰入のご案内
その他	・生命保険料控除証明書
満期保険金・年金・祝金等に関するお知らせ	・各種手続のご案内

③ ご契約内容などに関する情報提供

ご契約者からのご照会については、「お客さま相談窓口」で承っています。

ご契約内容はもとより、解約返戻金などの試算、貸付金の残高など、ご契約に関する内容・さまざまなお手続きについてご照会いただけます。

<お客さま相談窓口>

電話番号：0120-700-651 ※通話料無料

受付時間：9:00～18:00(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

6 商品に関する情報およびデメリット情報の提供の方法

ご契約者が、生命保険商品および制度についてご存じなかったことにより、不利益を被ることがないように、ご契約者に是非ご理解いただきたい情報については、「ご契約のしおり・約款」およびご契約の際にお渡しする「注意喚起情報」に記載しています。主なものは以下のとおりです。

クーリング・オフ制度 申込者または保険契約者は、つぎの表に記載したご契約ごとの期間であれば、書面（郵送）または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

ご契約	期間
「責任開始期に関する特約」を付加するご契約	ご契約の申込日からその日を含めて8日以内
「責任開始期に関する特約」を付加しないご契約	ご契約の申込日または第1回保険料（充当金）の領収日（当社指定の金融機関口座へお振り込みいただいた場合、指定口座への着金日）のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内

ただし、当社の指定した医師の診査を受けた場合や法人を保険契約者とする保険契約などの場合は、クーリング・オフの取扱いはできません。

告知義務・告知義務違反 保険会社にご契約を引き受ける場合、お客さまに過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）、現在の健康状態、ご職業などについて書面（告知書）にておたずねし、ありのままを正確にもれなくお知らせいただくことになっています。これを告知義務といいます。告知をされる際に、事実と異なることを告知された場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあります。

保険金・給付金などが支払われない場合 ご契約が継続していても保険金・給付金などが支払われない場合があります。たとえば、①被保険者が契約日または復活日から3年以内に自殺したとき②保険契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき③戦争その他の変乱によって死亡したとき（ただし、死亡した被保険者の数によっては全額または削減して支払うことがあります。）などの場合には、保険金・給付金などは支払われません。

ご契約の失効 保険料のお払込みがなく、お払込みの猶予期間を過ぎた場合、猶予期間の満了日の翌日からご契約は効力を失います。この場合、保険金・給付金などが支払われなくなります。なお、ご契約の保険種類によっては、保険料のお払込みがなく、お払込みの猶予期間を過ぎた場合でも、特に反対のお申出がない限り、解約返戻金の範囲内で自動的に保険料を立て替え、ご契約を有効に存続させる制度があります。

解約返戻金 ご契約が解約された場合などに、保険契約者にお支払いする返戻金をいいます。生命保険では、お払い込みいただいた保険料のうち、一部は保険金などの支払いに、一部はご契約を管理する費用などに充てられており、解約されますと解約返戻金は多くの場合、払い込んだ保険料より少なく、特に短期間ですと解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかな額となります。

7 代理店教育・研修の概略

(1) 代理店教育の基本的な考え方

当社では『お客さま基点』の業務運営方針のもと、生命保険商品・サービスの提供に際し、お客さまの最善の利益を実現するためには、お客さまのニーズを的確に捉え、必要な情報を適切に分かりやすくご提供することが重要であると考えています。この認識のもと、生命保険商品やご提供しているサービスに関する知識はもちろんのこと、コンプライアンス、社会保障制度やライフプランニングなど、お客さまにご提案を行ううえで必要となる知識・技術を習得できるよう、代理店に対し、定期的・継続的に教育・研修を実施しています。これからも、知識・技術の質を高め、お客さまに高い価値をご提供するよう努めます。

(2) 業界共通教育

初めて代理店(募集人)となるには、所定の研修を受け、その後生命保険協会が実施する一般課程試験に合格し、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります。当社では、一般課程研修カリキュラムにもとづき、一般課程試験の合格に向けた「基礎研修」と、実践販売の基礎を習得する「実践研修」を実施しています。

その後、段階に応じて、専門課程試験などの各試験への取組みを推進し、より幅広い知識の習得と販売技術の向上を目指すよう指導しています。

また、生命保険協会は2009年4月に、生命保険募集人が募集活動を行うにあたり、「お客さま重視・法令等遵守」の視点を持ち続けていくために、毎年継続・反復的に教育を受けていく仕組みとして「継続教育制度」を新設しました。当社では、継続教育制度標準カリキュラムにもとづき、より効果的な研修体系を用意し、生命保険募集人が「お客さま重視・法令等遵守」の視点にもとづいた行動をとることができるよう努めています。

(3) 当社独自研修

全国の金融機関代理店および一般代理店に向けた研修を、対面またはWeb会議システムを使用したオンラインで実施しています。今後も代理店に対し、幅広い知識や販売技術の習得に向けた研修実施に努めます。

① 金融機関代理店向け研修

全国の金融機関の営業店や本部担当者を対象とした研修をオンラインや対面にて実施しています。外部講師による講義や社内講師によるコミュニケーション研修を通じて、お客さまの課題を解決するための手法を学んでいただく研修です。2023年度は研修を11回実施し、延べ268金融機関588名の参加となりました。

② 一般代理店向け研修

業界共通教育に加え生命保険商品の販売に必要な、幅広い知識や販売技術の習得に向けた研修を実施しており、オンラインによる研修も積極的に活用しています。

イ. 基礎知識編

当社の商品・各種事務(新契約・保全)、公的保険制度、税務の基礎知識、コンプライアンス

ロ. 販売スキル編

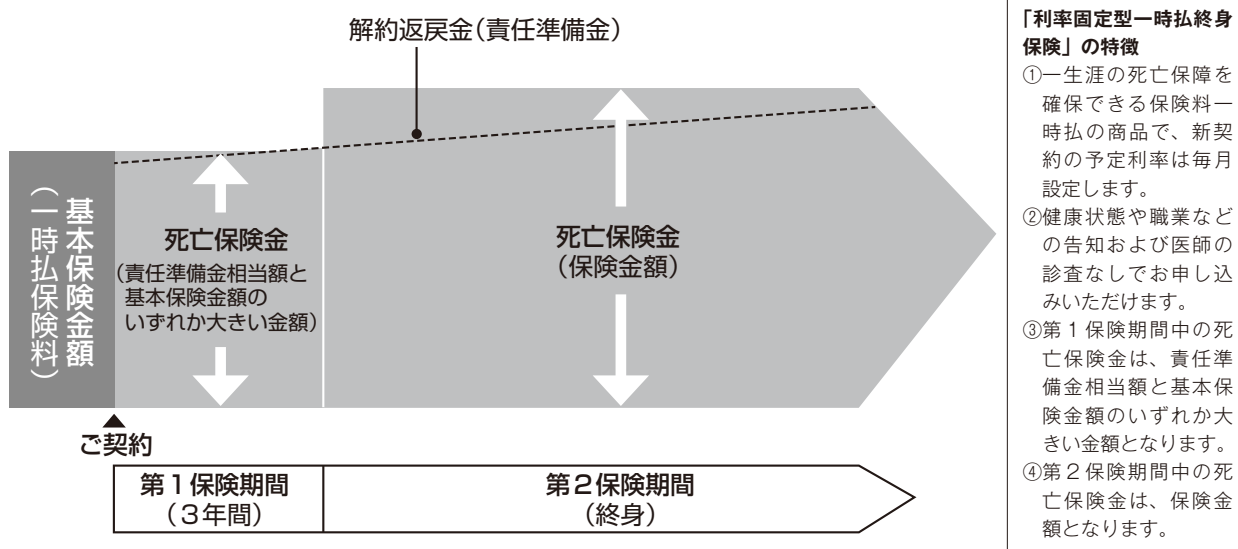
コミュニケーション、ライフプランニング、法人契約の提案、プレゼンテーションの仕方

8 新規開発商品の状況

当社では創業以来、お客さまの多様なニーズにお応えすべく豊富な商品ラインアップを取り揃え、個々のお客さまによりフィットした自由な商品設計ができるよう努めています。直近の新商品はつぎのとおりです。

●「利率固定型一時払終身保険」の販売開始(2024年4月2日)

お客さまの死亡保障ニーズや資産運用ニーズに応えるため、無告知型の円建て終身保険として「利率固定型一時払終身保険」を開発しました。契約年齢範囲の上限を90歳としており、これまで「利率更改型一時払終身保険」にご加入いただけなかった年齢層のお客さまにもご加入いただけます。(金融機関窓口でお取り扱いしている商品です。)



上記の説明内容は商品の概要をご説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面」(または「契約概要」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」)などを必ずご覧ください。

9 主な保険商品一覧(2024年4月2日現在)

(1) 主な個人向け商品

契約年齢の範囲内でも、ご契約内容などによりご加入いただけない場合がありますので、ご注意ください。

【金融機関窓口でお取り扱いしている商品】

主なご利用の目的	保険種類	販売名称	契約年齢範囲
もしものときの備えを生涯にわたり確保したいとお考えの方に	利率更改型一時払終身保険 利率固定型一時払終身保険		15歳～90歳
もしものときの備えを割安な保険料で確保したいとお考えの方に	定期保険		15歳～75歳
病気やケガによる入院などへの備えをお考えの方に	解約返戻金抑制型医療保険		0歳～80歳 (契約年齢0歳は、 生後15日以上)

(注)取扱商品は金融機関により異なる場合があります。

【一般代理店(金融機関以外の代理店)でお取り扱いしている商品】

主なご利用の目的	保険種類	販売名称	契約年齢範囲
もしものときの備えを生涯にわたり確保したいとお考えの方に	低解約返戻金型終身保険		15歳～65歳
	利率更改型一時払終身保険		15歳～79歳
ご病気などの理由で保険加入をあきらめていた方に	長寿祝金支払特則付低解約返戻金型終身保険(無選択型)		50歳～80歳
もしものときの備えを一定期間確保したいとお考えの方に	定期保険		6歳～80歳
	低解約返戻金型長期定期保険		
もしものときの毎月の生活資金を確保したいとお考えの方に	低解約返戻金型収入保障保険		15歳～75歳
病気やケガによる入院などへの備えをお考えの方に	解約返戻金抑制型医療保険		0歳～80歳 (契約年齢0歳は、 生後15日以上)
大切なお子さまの教育資金などの準備をお考えの方に	5年ごと利差配当付こども保険		被保険者： 0歳～9歳 保険契約者： 18歳～60歳

(注)取扱商品は代理店により異なる場合があります。

(2) 主な特約

特約によっては、保険種類やご契約内容などにより付加することができない場合がありますので、ご注意ください。

① 保障を充実させるための特約

主なご利用の目的	特 約 名
もしものときの備えをより充実させたいとお考えの方に	平準定期保険特約
もしものときの毎月の生活資金を確保したいとお考えの方に	低解約返戻金型収入保障特約
3大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)への備えをお考えの方に	特定疾病保障定期保険特約
悪性新生物(がん)への備えをお考えの方に	がん保障定期保険特約
認知症・介護への備えをお考えの方に	介護保障定期保険特約
	軽度介護保障特約

② 災害保障を追加するための特約

主なご利用の目的	特 約 名
災害による死亡・高度障害状態への備えをお考えの方に	災害割増特約
災害による死亡・身体障害への備えをお考えの方に	傷害特約

③ 死亡・高度障害状態の保障を他の保障に移行させるための特約

主なご利用の目的	特 約 名
終身保険などについて、生涯にわたる保障に代えて年金で受け取ることをお考えの方に	5年ごと利差配当年金支払移行特約

④ 生存中に保険金を受け取るための特約

主なご利用の目的	特 約 名
余命6か月以内と判断されたときに所定の保険金を受け取ることをお考えの方に	リビング・ニーズ特約(2009)

(3) 解約返戻金抑制型医療保険専用の特約

特約によっては、ご契約内容などにより付加することができない場合がありますので、ご注意ください。

主なご利用の目的	特 約 名
退院後の通院への備えをお考えの方に	退院後通院特約
がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患・ たいどうみくりゅう 大動脈瘤等、腎疾患、肝疾患、 すい 膵疾患、 しっかん 感染症への備えをお考えの方に	特定8疾病・特定感染症入院特約
がん、心疾患、脳血管疾患への備えをお考えの方に	特定3疾病給付金特約
先進医療への備えをお考えの方に	先進医療特約
がん、心疾患、脳血管疾患による経済的負担への備えをお考えの方に	医療保険用保険料払込免除特約

上記(1)～(3)の説明内容は主な個人向け商品(主契約・特約)の概要をご説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面」(または「契約概要」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」)などを必ずご覧ください。

(4) 企業・団体向け商品

名 称	特 徴
総合福祉団体定期保険	団体(会社・協同組合等)の定める福利厚生規程(弔慰金・死亡退職金規程など)の円滑な運営とともに、所属員の遺族および所属員の生活保障を目的とする全員加入型の団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、団体の福利厚生規程に準拠した死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。
団体定期保険(Bグループ保険)	団体の所属員を被保険者とし、遺族および所属員の生活保障を目的とする任意加入型の団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。また、特約を付加することにより所属員のお子さまも被保険者になれます。
団体信用生命保険	賦払債務者を被保険者とし、銀行、信用保証会社などの信用供与機関または信用保証機関をご契約者とする団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、被保険者にかわって債務残高相当額をご契約者にお支払いします。

10 情報システムに関する状況

ご契約のお申込みや保険金のお支払い、決算などの事務処理で使用する基幹システムのサービスレベルを向上させるとともに、機器の入れ替えなどによりシステムの一層の安定稼働やコスト削減に取り組んでいます。

また、2023年7月から「ご契約内容のお知らせ」を新帳票「フコクしんらい生命からのお知らせ」へ刷新するシステム対応を行うなど、お客さまサービスの向上にも取り組んでいます。

11 保険金・給付金のお支払状況について

2023年度に保険金等をお支払いしたご契約は、保険金2,711件、給付金6,180件となりました。一方で、適正な支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断したご契約は、保険金19件、給付金337件でした。

■保険金等のお支払件数、お支払非該当件数および内訳

(2023年度)

区 分	保 険 金		
	保 険 金	給 付 金	合 計
詐欺による取消・無効	0	0	0
不法取得目的による無効	0	0	0
告知義務違反による解除	2	16	18
重大事由による解除	0	0	0
免責事由に該当	6	1	7
支払事由に非該当	10	314	324
その他	1	6	7
お支払非該当件数合計	19	337	356
お支払件数	2,711	6,180	8,891

(参考：2022年度)

保 険 金		
保 険 金	給 付 金	合 計
0	0	0
0	0	0
0	9	9
0	0	0
8	4	12
14	313	327
0	0	0
22	326	348
2,445	11,779	14,224

(注)上記実績はご請求種類ごとに集計した、個人保険・団体保険の合計です。ご請求内容によっては、1契約で複数の件数を集計する場合があります。

■用語のご説明

詐欺による取消・無効	契約者または被保険者の詐欺により保険契約が締結(または復活)された場合、保険契約は取消または無効となり、保険金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、既に払い込まれた保険料も払い戻しません。
不法取得目的による無効	契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結(または復活)した場合、保険契約は無効となり、保険金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、既に払い込まれた保険料も払い戻しません。
告知義務違反による解除	契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や事実でないことを告知された場合には、ご契約が告知義務違反により解除となり、保険金等をお支払いできないことがあります。
重大事由による解除	保険金等を詐取する目的で事故を起こした場合や、保険金等の請求に関して詐欺行為があった場合、ご契約が解除となり、保険金等をお支払いできないことがあります。
免責事由に該当	約款に規定されている「保険金・給付金を支払わない場合」(免責事由)に該当した場合は、保険金等の支払事由に該当してもこれをお支払いすることはできません。免責事由は、ご契約の保険種類や加入時期によって異なります。
支払事由に非該当	保険金等が支払われるのは、約款に規定されている支払事由に該当した場合です。したがって、支払事由に該当しない場合は、保険金等をお支払いできません。

Ⅳ 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

1 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経 常 収 益	167,000	257,393	213,470	255,246	289,409
経 常 利 益	812	1,265	1,224	1,569	3,546
基 礎 利 益	△ 835	△ 1,475	△ 1,493	1,507	6,525
当 期 純 利 益	184	533	505	807	1,414
資 本 金 総 額	60,999	60,999	60,999	60,999	60,999
発 行 済 株 式 の 総 数	886千株	886千株	886千株	886千株	886千株
総 資 産	1,839,597	1,703,844	1,655,597	1,716,866	1,828,460
うち 特 別 勘 定 資 産	—	—	—	—	—
責 任 準 備 金 残 高	1,735,291	1,601,759	1,556,383	1,618,789	1,727,351
貸 付 金 残 高	3,653	3,328	3,271	3,368	3,357
有 価 証 券 残 高	1,697,656	1,527,142	1,485,155	1,586,928	1,731,360
ソルベンシー・マージン比率	968.1%	1,084.9%	1,117.1%	1,068.9%	996.5%
従 業 員 数	266名	264名	262名	267名	269名
保 有 契 約 高	2,591,679	2,396,431	2,322,528	2,369,048	2,480,222
うち 個 人 保 険	1,175,606	1,231,368	1,330,967	1,525,964	1,763,917
うち 個 人 年 金 保 険	1,225,708	1,006,056	835,518	691,389	568,597
うち 団 体 保 険	190,364	159,006	156,042	151,693	147,707

(注) 1. 資本金総額は、資本金と資本準備金の合計を記載しています。

2. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

V 財産の状況

1 貸借対照表

(単位：百万円)

年 度	2022年度末 (2023年3月31日現在)	2023年度末 (2024年3月31日現在)	年 度	2022年度末 (2023年3月31日現在)	2023年度末 (2024年3月31日現在)
科 目	金 額	金 額	科 目	金 額	金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 及 び 預 貯 金	115,436	81,804	保 険 契 約 準 備 金	1,623,897	1,733,113
現 金	0	0	支 払 備 金	4,803	5,470
預 貯 金	115,436	81,803	責 任 準 備 金	1,618,789	1,727,351
有 価 証 券	1,586,928	1,731,360	契 約 者 配 当 準 備 金	304	290
国 債	803,107	919,112	代 理 店 借	561	543
地 方 債	243,750	225,994	再 保 険 借	14	12
社 債	530,352	567,750	そ の 他 負 債	4,903	4,300
株 式	149	213	未 払 法 人 税 等	464	632
そ の 他 の 証 券	9,568	18,289	未 払 金	17	34
貸 付 金	3,368	3,357	未 払 費 用	1,055	1,094
保 険 約 款 貸 付	3,368	3,357	預 り 金	21	18
有 形 固 定 資 産	149	151	リ ー ス 債 務	2,565	2,147
建 物	83	77	資 産 除 去 債 務	33	33
その他の有形固定資産	66	74	仮 受 金	745	339
無 形 固 定 資 産	2,768	2,320	退 職 給 付 引 当 金	4	6
ソ フ ト ウ ェ ア	406	321	価 格 変 動 準 備 金	11,349	12,712
リ ー ス 資 産	2,323	1,940	負 債 の 部 合 計	1,640,730	1,750,689
その他の無形固定資産	38	58	(純 資 産 の 部)		
代 理 店 貸	0	0	資 本 金	35,499	35,499
再 保 険 貸	21	36	資 本 剰 余 金	25,499	25,499
そ の 他 資 産	5,179	6,073	資 本 準 備 金	25,499	25,499
未 収 金	1,095	1,594	利 益 剰 余 金	10,966	12,381
前 払 費 用	310	270	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,966	12,381
未 収 収 益	3,381	3,810	繰 越 利 益 剰 余 金	10,966	12,381
預 託 金	281	294	株 主 資 本 合 計	71,966	73,380
仮 払 金	110	103	その他有価証券評価差額金	4,170	4,389
繰 延 税 金 資 産	3,014	3,356	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	4,170	4,389
貸 倒 引 当 金	△ 0	△ 0	純 資 産 の 部 合 計	76,136	77,770
資 産 の 部 合 計	1,716,866	1,828,460	負債及び純資産の部合計	1,716,866	1,828,460

2 損益計算書

(单位:百万円)

年 度						2022年度 (2022年 4月 1日から 2023年 3月31日まで)		2023年度 (2023年 4月 1日から 2024年 3月31日まで)	
						金 額		金 額	
科 目									
経	常	収	益			255,246	289,409		
	保 險 料 等 収 入			234,565	266,843				
	保 險 料 入 料			234,430	266,743				
	再 保 險 収 入			135	99				
	資 産 運 用 収 益			19,750	21,339				
	利 息 及 び 配 当 金 等 収 入			18,742	21,319				
	預 貯 金 利 息			0	0				
	有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金 息			18,633	21,221				
	貸 付 金 利 息			108	98				
	有 価 証 券 売 却 益			1,008	19				
	そ の 他 経 常 収 益			930	1,227				
	年 金 特 約 取 扱 受 入 金			3	25				
	保 險 金 据 置 受 入 金			861	1,040				
保 險 金 等 支 払 引 当 金 戻 入 額			32	—					
そ の 他 の 経 常 収 益			33	160					
経	常	費	用			253,677	285,862		
	保 險 金 等 支 払 金			175,176	157,742				
	保 險 金			12,762	12,878				
	年 給 付 金			134,642	112,036				
	解 約 返 戻 金			5,244	4,170				
	再 保 險 返 戻 金			22,266	28,398				
	再 保 險 料			135	155				
	責 任 準 備 金 等 繰 入 額			124	103				
	支 払 備 金 繰 入 額			62,475	109,229				
	支 払 備 金 繰 入 額			68	667				
	支 払 備 金 繰 入 額			62,406	108,562				
	契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額			0	0				
	資 産 運 用 費 用			841	2,754				
	支 払 利 息			9	14				
	有 価 証 券 売 却 損			826	2,734				
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額			0	0				
	そ の 他 の 運 用 費 用			4	4				
	事 業 費 用			9,900	12,026				
	そ の 他 経 常 費 用			5,282	4,110				
	保 險 金 据 置 支 払 金			1,014	981				
保 險 金 据 置 支 払 金			1,717	1,930					
減 価 償 却 費			2,548	1,070					
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額			2	2					
そ の 他 の 経 常 費 用			0	125					
経 特	常	利	益			1,569	3,546		
	別	損	失			329	1,366		
	固 定 資 産 等 処 分 損 額			2	3				
	価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額			327	1,363				
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額			173	153					
	引 前 当 期 純 利 益 税			1,065	2,026				
	人 税 及 び 住 民 税			686	1,040				
	人 税 等 調 整 額			△ 428	△ 428				
	人 税 等 合 計			258	611				
法 人 期 純 利 益			807	1,414					

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	2022年度 (2022年4月 1日から 2023年3月31日まで)	2023年度 (2023年4月 1日から 2024年3月31日まで)
		金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益(△は損失)		1,065	2,026
減価償却費		2,548	1,070
支払備金の増減額(△は減少)		68	667
責任準備金の増減額(△は減少)		62,406	108,562
契約者配当準備金積立利息繰入額		0	0
契約者配当準備金繰入額		173	153
貸倒引当金の増減額(△は減少)		△ 0	0
保険金等支払引当金の増減額(△は減少)		△ 32	—
退職給付引当金の増減額(△は減少)		2	2
価格変動準備金の増減額(△は減少)		327	1,363
利息及び配当金等収入		△ 18,742	△ 21,319
有価証券関係損益(△は益)		△ 181	2,715
支払利息		9	14
有形固定資産関係損益(△は益)		2	0
代理店貸の増減額(△は増加)		△ 0	△ 0
再保険貸の増減額(△は増加)		19	△ 15
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		752	△ 500
代理店借の増減額(△は減少)		380	△ 17
再保険借の増減額(△は減少)		△ 2	△ 1
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		825	△ 318
その他		355	424
小 計		49,978	94,828
利息及び配当金等の受取額		18,509	20,824
利息の支払額		△ 9	△ 14
契約者配当金の支払額		△ 192	△ 167
法人税等の支払額		△ 461	△ 872
営業活動によるキャッシュ・フロー		67,824	114,597
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△ 229,607	△ 258,979
有価証券の売却・償還による収入		124,056	112,107
貸付けによる支出		△ 575	△ 571
貸付金の回収による収入		235	258
その他		△ 88	40
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)		△ 105,979 (△ 38,154)	△ 147,144 (△ 32,546)
有形固定資産の取得による支出		△ 13	△ 40
無形固定資産の取得による支出		△ 140	△ 99
その他		△ 4	△ 4
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 106,138	△ 147,288
財務活動によるキャッシュ・フロー			
リース債務の返済による支出		△ 2,242	△ 941
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 2,242	△ 941
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△ 40,555	△ 33,632
現金及び現金同等物期首残高		155,992	115,436
現金及び現金同等物期末残高		115,436	81,804

(注)現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりスクしか負わない、取得日から概ね3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4 株主資本等変動計算書

2022年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

2022年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)										(単位:百万円)
	資 本 金	株 主 資 本		資 本		株主資本 合計	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計	
		資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計					
				繰越利益 剰余金						
当 期 首 残 高	35,499	25,499	25,499	10,158	10,158	71,158	6,980	6,980	78,139	
当 期 変 動 額										
当 期 純 利 益				807	807	807			807	
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)							△ 2,810	△ 2,810	△ 2,810	
当期変動額合計	—	—	—	807	807	807	△ 2,810	△ 2,810	△ 2,003	
当 期 末 残 高	35,499	25,499	25,499	10,966	10,966	71,966	4,170	4,170	76,136	

2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

2023年度(2023年1月1日から2024年3月31日まで)											
	資 本 金	株 主 資 本		資 本		株主資本 合計	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計		
		資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計
当 期 首 残 高	35,499	25,499	25,499	10,966	10,966	71,966	4,170	4,170	76,136		
当 期 変 動 額											
当 期 純 利 益				1,414	1,414	1,414			1,414		
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)							219	219	219		
当期変動額合計	－	－	－	1,414	1,414	1,414	219	219	1,634		
当 期 末 残 高	35,499	25,499	25,499	12,381	12,381	73,380	4,389	4,389	77,770		

注記事項

(貸借対照表関係)

2022年度末	2023年度末
1. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法)によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。なお、リース資産の残高はありません。 ・有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(ただし、建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。 なお、有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。 3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。 4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、会社都合退職による期末要支給額を退職給付債務として計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 5. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。 7. 初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。 8. 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるものうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。 まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められる保険金等(以下「既発生未報告支払備金」という。)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」という。)の入院給付金等の支払対象を当事業年度中に変更したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という。)第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。 (計算方法の概要) IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、重症化リスクの高い方(以下「4類型」という。)以外のみなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。 また、診断日が2022年9月25日以前の4類型以外のみなし入院に係る額を推計するために用いた4類型のみなし入院に係る	1. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法)によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。なお、リース資産の残高はありません。 ・有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(ただし、建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。 なお、有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。 3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。 4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、会社都合退職による期末要支給額を退職給付債務として計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 5. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。 7. 初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。 8. 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるものうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。 まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められる保険金等(以下「既発生未報告支払備金」という。)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」という。)等入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という。)第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。 (計算方法の概要) IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。 なお、前事業年度末においては、当該みなし入院に係る額の代わりに、重症化リスクの高い方以外のみなし入院に係る額を除外しておりましたが、当事業年度中にみなし入院の入院給付金

2022年度末	2023年度末																																																								
額は、診断日が2022年9月26日以降の4類型に係る累計支払金額と4類型の1つである65歳以上の方のみなし入院に係る累計支払金額の比率に診断日が2022年9月25日以前である65歳以上の方のみなし入院に係る額を乗じて推計しております。 9. 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、責任準備金の一部については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。 10. 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 (1) ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。 (2) リース資産 リース期間に基づく定額法によっております。 11. 個人保険・個人年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。 12. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、流動性を確保しつつ安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき具体的には、長期、安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、国債等債券を中心とした有価証券に投資しております。なお、主な金融商品である有価証券は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。資産運用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理委員会が市場リスクや信用リスク等の状況を定期的に把握・管理しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。 主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。	の取扱いを終了したことにより、当該みなし入院に係る額を除外して算出する方法に見直しております。 9. 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、責任準備金の一部については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。 10. 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 (1) ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。 (2) リース資産 リース期間に基づく定額法によっております。 11. 個人保険・個人年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。 12. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、流動性を確保しつつ安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき具体的には、長期、安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、国債等債券を中心とした有価証券に投資しております。なお、主な金融商品である有価証券は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。資産運用リスクの管理にあたっては、取締役会が定めた統合的リスク管理に関する基本方針に則って諸規程を定め、管理体制を整備し運営しております。具体的には、資産運用リスク管理委員会が市場リスクや信用リスク等の状況を定期的に把握・管理しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。 主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。																																																								
(単位：百万円)	(単位：百万円)																																																								
<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時価</th><th>差額</th></tr><tr><td>有価証券</td><td>1,586,928</td><td>1,640,926</td><td>53,997</td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>513,937</td><td>559,508</td><td>45,571</td></tr><tr><td>責任準備金対応債券</td><td>836,041</td><td>844,467</td><td>8,425</td></tr><tr><td>その他有価証券</td><td>236,949</td><td>236,949</td><td>—</td></tr><tr><td>貸付金</td><td>3,368</td><td>3,368</td><td>△ 0</td></tr><tr><td>保険約款貸付</td><td>3,368</td><td>3,368</td><td>△ 0</td></tr></table>		貸借対照表計上額	時価	差額	有価証券	1,586,928	1,640,926	53,997	満期保有目的の債券	513,937	559,508	45,571	責任準備金対応債券	836,041	844,467	8,425	その他有価証券	236,949	236,949	—	貸付金	3,368	3,368	△ 0	保険約款貸付	3,368	3,368	△ 0	<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時価</th><th>差額</th></tr><tr><td>有価証券</td><td>1,731,360</td><td>1,731,315</td><td>△44</td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>506,434</td><td>530,543</td><td>24,109</td></tr><tr><td>責任準備金対応債券</td><td>974,830</td><td>950,675</td><td>△24,154</td></tr><tr><td>その他有価証券</td><td>250,096</td><td>250,096</td><td>—</td></tr><tr><td>貸付金</td><td>3,357</td><td>3,357</td><td>△ 0</td></tr><tr><td>保険約款貸付</td><td>3,357</td><td>3,357</td><td>△ 0</td></tr></table>		貸借対照表計上額	時価	差額	有価証券	1,731,360	1,731,315	△44	満期保有目的の債券	506,434	530,543	24,109	責任準備金対応債券	974,830	950,675	△24,154	その他有価証券	250,096	250,096	—	貸付金	3,357	3,357	△ 0	保険約款貸付	3,357	3,357	△ 0
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																						
有価証券	1,586,928	1,640,926	53,997																																																						
満期保有目的の債券	513,937	559,508	45,571																																																						
責任準備金対応債券	836,041	844,467	8,425																																																						
その他有価証券	236,949	236,949	—																																																						
貸付金	3,368	3,368	△ 0																																																						
保険約款貸付	3,368	3,368	△ 0																																																						
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																						
有価証券	1,731,360	1,731,315	△44																																																						
満期保有目的の債券	506,434	530,543	24,109																																																						
責任準備金対応債券	974,830	950,675	△24,154																																																						
その他有価証券	250,096	250,096	—																																																						
貸付金	3,357	3,357	△ 0																																																						
保険約款貸付	3,357	3,357	△ 0																																																						
13. 主な金融商品の時価の内訳等に関する事項は、次のとおりであります。 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。 レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価 レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価 レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類して	13. 主な金融商品の時価の内訳等に関する事項は、次のとおりであります。 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。 レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価 レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価 レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類して																																																								

2022年度末

おります。

- (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	65,792	171,157	—	236,949
その他有価証券	65,792	171,157	—	236,949
国債	59,080	—	—	59,080
地方債	—	37,949	—	37,949
社債	—	130,202	—	130,202
株式	149	—	—	149
その他の証券	6,563	3,004	—	9,568

- (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	795,650	608,325	—	1,403,976
満期保有目的の債券	391,123	168,385	—	559,508
国債	391,123	—	—	391,123
地方債	—	86,467	—	86,467
社債	—	81,917	—	81,917
責任準備金対応債券	404,527	439,940	—	844,467
国債	404,527	—	—	404,527
地方債	—	126,664	—	126,664
社債	—	313,275	—	313,275
貸付金	—	—	3,368	3,368
保険約款貸付	—	—	3,368	3,368

- (3) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

ア. 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

イ. 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

14. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は10百万円です。なお、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸付条件緩和債権額はありません。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
15. 有形固定資産の減価償却累計額は417百万円です。
16. 関係会社に対する金銭債権の総額は12百万円、金銭債務の総額は165百万円です。
17. 繰延税金資産の総額は4,635百万円、繰延税金負債の総額は1,566百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は54百万円です。
- 繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、価格変動準備金3,178百万円及び保険契約準備金901百万円です。
- 繰延税金負債の発生主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額1,559百万円です。
- 当年度における法定実効税率は28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率24.2%との間の差異の主な内訳は、評価性引当額の増減△7.4%、住民税等均割2.5%であります。
18. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|--------|
| 当期首現在高 | 322百万円 |
| 当期契約者配当金支払額 | 192百万円 |
| 利息による増加等 | 0百万円 |

2023年度末

おります。

- (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	65,779	184,316	—	250,096
その他有価証券	65,779	184,316	—	250,096
国債	50,570	—	—	50,570
地方債	—	23,937	—	23,937
社債	—	157,084	—	157,084
株式	213	—	—	213
その他の証券	14,994	3,294	—	18,289

- (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	880,801	600,418	—	1,481,219
満期保有目的の債券	369,094	161,449	—	530,543
国債	369,094	—	—	369,094
地方債	—	83,938	—	83,938
社債	—	77,511	—	77,511
責任準備金対応債券	511,707	438,968	—	950,675
国債	511,707	—	—	511,707
地方債	—	118,539	—	118,539
社債	—	320,429	—	320,429
貸付金	—	—	3,357	3,357
保険約款貸付	—	—	3,357	3,357

- (3) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

ア. 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

イ. 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

14. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は22百万円です。なお、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸付条件緩和債権額はありません。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
15. 有形固定資産の減価償却累計額は421百万円です。
16. 関係会社に対する金銭債権の総額は11百万円、金銭債務の総額は172百万円です。
17. 繰延税金資産の総額は5,062百万円、繰延税金負債の総額は1,653百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は53百万円です。
- 繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、価格変動準備金3,559百万円及び保険契約準備金1,064百万円です。
- 繰延税金負債の発生主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額1,646百万円です。
- 当年度における法定実効税率は28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率30.2%との間の差異の主な内訳は、住民税等均割1.3%であります。
18. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|--------|
| 当期首現在高 | 304百万円 |
| 当期契約者配当金支払額 | 167百万円 |
| 利息による増加等 | 0百万円 |

2022年度末	2023年度末
契約者配当準備金繰入額 173百万円 当期末現在高 304百万円 19. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額はありません。同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は19百万円であります。 20. 1株当たりの純資産額は85,922円45銭であります。 21. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。 (1)採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。また、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 (2)確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、100百万円であります。	契約者配当準備金繰入額 153百万円 当期末現在高 290百万円 19. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は14百万円であります。 20. 1株当たりの純資産額は87,766円65銭であります。 21. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。 (1)採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。また、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 (2)確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、101百万円であります。

注記事項

(損益計算書関係)

2022年度	2023年度
1. 関係会社との取引による収益の総額は31百万円、費用の総額は774百万円であります。 2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券1,008百万円であります。 3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券826百万円であります。 4. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は1百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は0百万円であります。 5. 1株当たりの当期純利益は911円42銭であります。	1. 関係会社との取引による収益の総額は158百万円、費用の総額は1,258百万円であります。 2. 有価証券売却益の主な内訳は、株式等19百万円であります。 3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券2,734百万円であります。 4. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は5百万円であります。 5. 1株当たりの当期純利益は1,596円47銭であります。

注記事項

(株主資本等変動計算書関係)

2022年度				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
(単位：千株)				
	当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数
発行済株式				
普通株式	886	－	－	886
合 計	886	－	－	886

2023年度				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
(単位：千株)				
	当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数
発行済株式				
普通株式	886	－	－	886
合 計	886	－	－	886

2. 配当に関する事項						
基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの						
決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2024年 6月26日 定時株主総会	普通株式	600	利益 剰余金	678	2024年 3月31日	2024年 6月27日

5 保険業法に基づく債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度末	2023年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10	22
危険債権	—	—
三月以上延滞債権	—	—
貸付条件緩和債権	—	—
小 計 (対合計比)	10 (0.30)	22 (0.67)
正 常 債 権	3,398	3,373
合 計	3,408	3,396

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

7 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項 目	2022年度末	2023年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	97,656	100,723
資 本 金 等*	71,966	72,780
価 格 変 動 準 備 金	11,349	12,712
危 険 準 備 金	2,623	2,886
一 般 貸 倒 引 当 金	0	0
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	5,156	5,432
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	2,285	2,363
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び 負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控 除 項 目	—	—
そ の 他	4,274	4,547
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	18,271	20,214
保 険 リ ス ク 相 当 額 R_1	400	392
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	149	152
予 定 利 率 リ ス ク 相 当 額 R_2	324	332
最 低 保 証 リ ス ク 相 当 額 R_7	—	—
資 産 運 用 リ ス ク 相 当 額 R_3	17,569	19,467
経 営 管 理 リ ス ク 相 当 額 R_4	368	406
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,068.9%	996.5%

※社外流出予定額及び評価・換算差額等を除いています。

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

8 有価証券等の時価情報(会社計)

(1) 有価証券の時価情報

- ① 売買目的有価証券の評価損益
該当ありません。

- ② 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外)

(単位：百万円)

区 分	2022年度末					2023年度末				
	帳簿 価額	時価	差 損 益			帳簿 価額	時価	差 損 益		
			差 益		差 損			差 益		差 損
満期保有目的の債券	513,937	559,508	45,571	52,646	7,074	506,434	530,543	24,109	35,125	11,016
責任準備金対応債券	836,041	844,467	8,425	29,477	21,051	974,830	950,675	△ 24,154	18,687	42,841
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の有価証券	231,220	236,949	5,729	8,129	2,399	244,059	250,096	6,036	9,008	2,971
公 社 債	222,020	227,232	5,212	7,331	2,119	229,367	231,592	2,225	4,936	2,711
株 式	51	149	97	97	—	46	213	167	167	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	9,148	9,568	419	699	280	14,646	18,289	3,642	3,903	260
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,581,198	1,640,926	59,727	90,252	30,525	1,725,324	1,731,315	5,991	62,821	56,829
公 社 債	1,571,998	1,631,208	59,209	89,455	30,245	1,710,631	1,712,812	2,180	58,749	56,569
株 式	51	149	97	97	—	46	213	167	167	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	9,148	9,568	419	699	280	14,646	18,289	3,642	3,903	260
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	2022年度末			2023年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	444,557	497,203	52,646	414,903	450,029	35,125
公 社 債	444,557	497,203	52,646	414,903	450,029	35,125
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	69,379	62,304	△ 7,074	91,530	80,514	△ 11,016
公 社 債	69,379	62,304	△ 7,074	91,530	80,514	△ 11,016
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区 分	2022年度末			2023年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	480,669	510,146	29,477	381,518	400,206	18,687
公 社 債	480,669	510,146	29,477	381,518	400,206	18,687
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	355,372	334,320	△ 21,051	593,311	550,469	△ 42,841
公 社 債	355,372	334,320	△ 21,051	593,311	550,469	△ 42,841
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○その他の有価証券

(単位：百万円)

区 分	2022年度末			2023年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	102,809	110,938	8,129	93,618	102,626	9,008
公 社 債	97,407	104,739	7,331	85,023	89,960	4,936
株 式	51	149	97	46	213	167
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	5,349	6,049	699	8,548	12,452	3,903
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	128,411	126,011	△ 2,399	150,441	147,469	△ 2,971
公 社 債	124,612	122,493	△ 2,119	144,343	141,632	△ 2,711
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	3,798	3,518	△ 280	6,098	5,837	△ 260
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

・市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2022年度末	2023年度末
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—
そ の 他 有 価 証 券	—	—
国 内 株 式	—	—
外 国 株 式	—	—
そ の 他	—	—
合 計	—	—

責任準備金対応債券について

当社では、金利変動リスクを管理する観点から、保険商品の運用における債券の組み入れにあたり、保険負債のデュレーション(金利変動に対する時価変動の程度)と債券資産のデュレーションとを概ね一致させる方針としております。

「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)にもとづいて、以下の保険契約群(小区分)を特定し、保有債券の一部を責任準備金対応債券に区分しております。

- ・ 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険(一時払)
- ・ 5年ごと利差配当付終身保険(一時払)
- ・ 利率更改型一時払終身保険

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報**① 定性的情報**

2022年度、2023年度には、取引の実績はありません。

② 定量的情報

2022年度末、2023年度末には、取引残高はありません。

9 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
基 礎 利 益 A	1,507	6,525
キ ャ ピ タ ル 収 益	1,008	19
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	—	—
有 価 証 券 売 却 益	1,008	19
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
為 替 差 益	—	—
そ の 他 キ ャ ピ タ ル 収 益	—	—
キ ャ ピ タ ル 費 用	826	2,734
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損	—	—
有 価 証 券 売 却 損	826	2,734
有 価 証 券 評 価 損	—	—
金 融 派 生 商 品 費 用	—	—
為 替 差 損	—	—
そ の 他 キ ャ ピ タ ル 費 用	—	—
キ ャ ピ タ ル 損 益 B	181	△ 2,715
キ ャ ピ タ ル 損 益 含 み 基 礎 利 益 A+B	1,688	3,810
臨 時 収 益	32	—
再 保 険 収 入	—	—
危 険 準 備 金 戻 入 額	—	—
個 別 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	—	—
そ の 他 臨 時 収 益	32	—
臨 時 費 用	152	263
再 保 険 料	—	—
危 険 準 備 金 繰 入 額	152	263
個 別 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0	0
特 定 海 外 債 権 引 当 勘 定 繰 入 額	—	—
貸 付 金 償 却	—	—
そ の 他 臨 時 費 用	—	—
臨 時 損 益 C	△ 119	△ 263
経 常 利 益 A+B+C	1,569	3,546

(注) 2022年度のその他臨時収益には、保険金等支払引当金戻入額を計上しております。

〈参考〉基礎利益の内訳(三利源)

(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
基 礎 利 益 (①+②+③)	1,507	6,525
① 費 差 損 益	△ 3,101	△ 427
② 危 険 差 損 益	986	1,257
③ 利 差 損 益	3,622	5,696

- (注) 1. 「費差損益」は想定した事業費と実際に支出した事業費等の額との差から生じる利益(△は損)です。
2. 「危険差損益」は想定した保険金・給付金と実際に発生した支払額との差から生じる利益(△は損)です。
3. 「利差損益」は想定した運用収益と実際の運用収益との差から生じる利益(△は逆ざや)です。

10 計算書類等についての会計監査人による監査

2023年度の計算書類等については、会社法第436条第2項第1号にもとづき、会計監査人であるMooreみらい監査法人による監査を受けています。

(注)なお、当誌では、監査対象となった計算書類等の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断にもとづき、計算書類等の記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して記載しています。

11 財務諸表についての代表者による確認

2023年度における財務諸表作成については、当社代表取締役社長が「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」ならびに「保険業法施行規則」等の関係諸法令に準拠し、適正に表示されていることおよび内部監査が有効に機能していることを確認しています。

Ⅵ 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 保有契約高および新契約高

① 保有契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	2022年度末				2023年度末			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	347,379	16.6	1,525,964	14.7	405,757	16.8	1,763,917	15.6
個 人 年 金 保 険	248,993	△ 9.9	691,389	△ 17.3	217,421	△ 12.7	568,597	△ 17.8
団 体 保 険	—	—	151,693	△ 2.8	—	—	147,707	△ 2.6

(注)個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

② 新契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	2022年度						2023年度					
	件 数		金 額				件 数		金 額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個 人 保 険	61,747	57.3	257,375	63.5	257,375	—	72,177	16.9	307,117	19.3	307,117	—
個人年金保険	77	△ 66.1	208	△ 65.9	208	—	19	△ 75.3	69	△ 66.9	69	—
団 体 保 険	—	—	219	—	219	—	—	—	—	△ 100.0	—	—

(注)個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(2) 年換算保険料

① 保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	70,617	22.6	85,307	20.8
個 人 年 金 保 険	109,652	△ 7.1	93,467	△ 14.8
合 計	180,269	2.6	178,774	△ 0.8
うち医療保障・生前給付保障等	1,976	2.2	2,026	2.5

② 新契約

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度		2023年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	15,397	62.6	17,400	13.0
個 人 年 金 保 険	7	△ 65.1	2	△ 72.0
合 計	15,404	62.3	17,402	13.0
うち医療保障・生前給付保障等	169	△ 9.2	174	3.3

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
 2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(3) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保有金額	
			2022年度末	2023年度末
死 亡 保 障	普 通 死 亡	個 人 保 険	1,516,695	1,755,048
		個 人 年 金 保 険	—	—
		団 体 保 険	151,662	147,680
		そ の 他 共 計	1,668,358	1,902,728
	災 害 死 亡	個 人 保 険	(54,800)	(51,895)
		個 人 年 金 保 険	(32,214)	(27,288)
		団 体 保 険	(837)	(799)
		そ の 他 共 計	(87,852)	(79,984)
	そ の 他 の 条 件 付 死 亡	個 人 保 険	(—)	(—)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(—)	(—)
生 存 保 障	満期・生存給付	個 人 保 険	9,269	8,869
		個 人 年 金 保 険	433,306	369,906
		団 体 保 険	—	—
		そ の 他 共 計	442,575	378,776
	年 金	個 人 保 険	(3,189)	(3,121)
		個 人 年 金 保 険	(145,379)	(124,674)
		団 体 保 険	(4)	(4)
		そ の 他 共 計	(148,574)	(127,800)
	そ の 他	個 人 保 険	—	—
		個 人 年 金 保 険	258,083	198,690
		団 体 保 険	30	27
		そ の 他 共 計	258,114	198,717
入 院 保 障	災 害 入 院	個 人 保 険	(230)	(230)
		個 人 年 金 保 険	(0)	(0)
		団 体 保 険	(3)	(3)
		そ の 他 共 計	(234)	(234)
	疾 病 入 院	個 人 保 険	(230)	(230)
		個 人 年 金 保 険	(0)	(0)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(230)	(230)
	そ の 他 の 条 件 付 入 院	個 人 保 険	(130)	(133)
		個 人 年 金 保 険	(0)	(0)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(130)	(133)

- (注) 1. ()内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。
7. 低解約返戻金型終身保険(無選択型)の災害死亡保障は普通死亡欄に計上しています。

(単位：件)

区 分			保有件数	
			2022年度末	2023年度末
障 害 保 障		個 人 保 険	6,698	6,402
		個 人 年 金 保 険	9	8
		団 体 保 険	286,219	303,925
		そ の 他 共 計	292,926	310,335
手 術 保 障		個 人 保 険	48,465	47,930
		個 人 年 金 保 険	118	114
		団 体 保 険	—	—
		そ の 他 共 計	48,583	48,044

(4) 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保有金額	
		2022年度末	2023年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	1,184,479	1,429,782
	定 期 保 険	229,932	229,062
	そ の 他 共 計	1,512,949	1,751,654
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	3,696	3,352
	生 存 給 付 金 付 定 期 特 約	49	41
	そ の 他 共 計	5,530	4,953
生 存 保 険		7,484	7,310
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	691,389	568,597
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	26,168	24,739
	傷 害 特 約	27,784	26,424
	災 害 入 院 特 約	70	66
	疾 病 特 約	70	65
	成 人 病 特 約	2	1
	そ の 他 条 件 付 入 院 特 約	128	131

(注) 1. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

(5) 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区 分		保有契約年換算保険料	
		2022年度末	2023年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	65,385	80,100
	定 期 保 険	2,048	2,051
	そ の 他 共 計	69,772	84,511
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	197	174
	生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	2	1
	そ の 他 共 計	391	352
生 存 保 険		453	443
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	109,652	93,467

(6) 契約者配当の状況

① 個人保険・個人年金保険

イ. 配当の対象となる保険種類

当社が販売している個人保険・個人年金保険には、無配当保険、5年ごと利差配当付保険および3年ごと利差配当付保険の3種類があります。このうち、契約者配当の対象となる保険種類は以下のとおりです。

- ・ 5年ごと利差配当付終身保険
- ・ 5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険
- ・ 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険
- ・ 5年ごと利差配当付養老保険
- ・ 5年ごと利差配当付こども保険
- ・ 5年ごと利差配当付個人年金保険
- ・ 5年ごと利差配当付年金支払移行特約
- ・ 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険

ロ. 配当のしくみ

契約者配当は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごと、または3年ごとにお支払いいたします。

そのために、当社は毎年当該事業年度にかかる責任準備金等の運用益が予定した運用益を超えた場合は、当社の定める利差益配当率にもとづく金額を契約者配当準備金として積み立てます。逆に、責任準備金等の運用益が予定した運用益を下回った場合は、それまでに積み立てられた契約者配当準備金を取り崩します。したがって、契約者配当準備金は、配当金としてお支払いを約束するものではなく、今後の運用実績等によって変動します。

なお、利差益配当率は以下のとおりです。

対象となる保険契約				利差益配当率	
				2022年度	2023年度
5年ごと 利差配当付保険	年 半 月	年	払 払 払	1.15% - 予定利率 ただし予定利率が1.15% 以下の場合はゼロ	1.20% - 予定利率
	一	時	払	1.50% - 予定利率 ただし予定利率が1.50% より小さい場合はゼロ	1.50% - 予定利率 ただし予定利率が1.50% より小さい場合はゼロ
3年ごと 利差配当付保険	年 半 月	年	払 払 払	契約日が2014年4月1日以前 1.25% - 予定利率 契約日が2014年4月2日以降 2017年4月1日以前 1.15% - 予定利率 それ以外の契約はゼロ	契約日が2014年4月1日以前 1.50% - 予定利率 契約日が2014年4月2日以降 1.20% - 予定利率
	一	時	払	1.25% - 予定利率 ただし予定利率が1.25% より小さい場合はゼロ	ゼロ

ハ. 2023年度決算にもとづく契約者配当金例示

〈例1〉5年ごと利差配当付終身保険の場合

30歳加入、60歳払込満了、男性、年払、保険金100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	配当金
2014年10月1日	1.25%	10年	27,805円	0円
2009年10月1日	1.65%	15年	24,731円	0円
2004年10月1日	1.65%	20年	25,149円	0円
1999年10月1日	2.15%	25年	22,023円	0円

〈例2〉5年ごと利差配当付養老保険の場合

30歳加入、30年満期、全期払込、男性、年払、保険金100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	配当金
2019年10月1日	0.25%	5年	37,804円	2,002円
2014年10月1日	1.25%	10年	33,188円	0円
2009年10月1日	1.65%	15年	31,378円	0円
2004年10月1日	1.65%	20年	31,436円	0円
1999年10月1日	2.15%	25年	29,348円	0円

〈例3〉 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険の場合

50歳加入、60歳年金開始、年金支払期間5年、一時払、保険料100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	配当金
2015年10月1日	0.50%	9年	1,000,000円	0円
2012年10月1日	0.90%	12年	1,000,000円	0円

- (注) 1. 経過年数とは2024年4月1日から2025年3月31日の間の契約応当日での経過を示します。
2. 上記配当金は、責任準備金に各年度の利差益配当率を乗じた金額の合計となります。

② 団体保険

団体定期保険等の団体保険については、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には、当社所定の方法により契約者配当金をお支払いいたします。

2 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：％)

区 分	2022年度	2023年度
個 人 保 険	14.7	15.6
個 人 年 金 保 険	△ 19.9	△ 14.6
団 体 保 険	△ 2.8	△ 2.6

(注)個人年金保険は、年金支払開始前契約について算出しています。

(2) 新契約平均保険金および保有契約平均保険金(個人保険)

(単位：千円)

区 分	2022年度	2023年度
新 契 約 平 均 保 険 金	4,168	4,255
保 有 契 約 平 均 保 険 金	4,392	4,347

(3) 新契約率(対年度始)

(単位：％)

区 分	2022年度	2023年度
個 人 保 険	19.3	20.1
個 人 年 金 保 険	0.0	0.0
団 体 保 険	0.1	—

(4) 解約失効率(対年度始)

(単位：％)

区 分	2022年度	2023年度
個 人 保 険	3.4	3.4
個 人 年 金 保 険	1.5	2.0
団 体 保 険	4.8	3.6

(注)解約失効率は、増額、減額および復活により、解約失効高を修正して算出しています。

(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)

(単位：円)

2022年度	2023年度
4,628	5,320

(6) 死亡率(個人保険主契約)

(単位：‰)

件 数 率		金 額 率	
2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
8.27	7.81	8.69	8.15

(注)死亡率は、死亡÷{(年始保有+年末保有+死亡)/2}で算出しています。

(7) 特約発生率(個人保険)

(単位：‰)

区 分		2022年度	2023年度
災 害 死 亡 保 障 契 約	件 数	0.33	0.26
	金 額	0.07	0.06
障 害 保 障 契 約	件 数	0.29	0.31
	金 額	0.04	0.07
災 害 入 院 保 障 契 約	件 数	5.18	7.56
	金 額	132.44	218.16
疾 病 入 院 保 障 契 約	件 数	162.79	73.92
	金 額	1,673.42	1,205.96
成 人 病 入 院 保 障 契 約	件 数	33.78	28.55
	金 額	539.01	361.31
疾 病 ・ 傷 害 手 術 保 障 契 約	件 数	72.49	76.26
成 人 病 手 術 保 障 契 約	件 数	—	—

(注) 1. 件数の特約発生率は、分子を支払件数、分母を平均保有特約件数として算出しています。

2. 金額の特約発生率は、分子を支払金額、分母を平均保有保障金額として算出しています。

(8) 事業費率(対収入保険料)

(単位：%)

2022年度	2023年度
4.2	4.5

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2022年度	2023年度
2	2

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

2022年度	2023年度
100.0%	100.0%

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付会社による格付にもとづく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	2022年度	2023年度
AA-	21.1%	18.4%
A+	7.5%	8.3%
A	71.4%	73.3%

(注)格付はスタンダード・アンド・プアーズ社によるものにもとづいています。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

2022年度	2023年度
0	0

(13) 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

	2022年度	2023年度
第三分野発生率	50.0	34.2
医療(疾病)	59.5	36.9
がん	43.6	39.3
介護	11.0	25.4
その他	32.4	26.5

(注) 1. 各給付事由区分には以下を計上しています。

- ①医療(疾病)：医療保険、疾病入院特約等
- ②がん：がん入院特約、がん診断給付金特約等
- ③介護：介護保障定期保険特約、軽度介護保障特約
- ④その他：①～③以外の医療保障給付、生前給付保障給付を行う主契約および特約

2. 発生率は以下の算式により算出しています。

$$\{ \text{保険金・給付金等の支払額} + \text{対応する支払備金繰入額} + \text{保険金支払いに係る事業費等} \} \div \{ (\text{年度始保有契約年換算保険料} + \text{年度末保有契約年換算保険料}) / 2 \}$$

3. 注2の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いています。

4. 注2の算式中、保険金支払いに係る事業費等には、損益計算書上の事業費のうち、保険金支払いに係る事務経費、人件費、システム経費等を計上しています。

3 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2022年度末	2023年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	1,550	1,796
	災 害 保 険 金	0	0
	高 度 障 害 保 険 金	22	15
	満 期 保 険 金	48	23
	そ の 他	5	2
小 計		1,628	1,839
年 金		2,101	2,665
給 付 金		624	616
解 約 返 戻 金		435	338
保 険 金 据 置 支 払 金		12	9
そ の 他 共 計		4,803	5,470

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2022年度末	2023年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険	1,022,160	1,239,375
	個 人 年 金 保 険	593,960	485,049
	団 体 保 険	45	40
	そ の 他	—	—
	小 計	1,616,166	1,724,464
危 険 準 備 金		2,623	2,886
合 計		1,618,789	1,727,351

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	2022年度末	2023年度末
保 険 料 積 立 金	1,613,993	1,722,390
未 経 過 保 険 料	2,173	2,074
危 険 準 備 金	2,623	2,886
合 計	1,618,789	1,727,351

(4) 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

① 責任準備金の積立方式、積立率

区 分		2022年度末	2023年度末
積 立 方 式	標 準 責 任 準 備 金 対 象 契 約	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式
	標 準 責 任 準 備 金 対 象 外 契 約	平準純保険料式	平準純保険料式
積 立 率 (危 険 準 備 金 を 除 く)		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。なお、団体保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高(契約年度別)

(単位：百万円、%)

契 約 年 度	責任準備金残高	予 定 利 率
1996年度～2000年度	31,752	2.00～3.10
2001年度～2005年度	27,691	1.15～1.50
2006年度～2010年度	226,840	1.15～1.50
2011年度	158,838	0.90～1.50
2012年度	105,528	0.90～1.50
2013年度	80,950	0.65～1.00
2014年度	139,676	0.80～1.00
2015年度	154,739	0.50～1.00
2016年度	61,671	0.25～1.00
2017年度	5,616	0.25
2018年度	25,921	0.25～0.50
2019年度	66,804	0.00～0.40
2020年度	73,121	0.25～0.40
2021年度	119,085	0.25～0.50
2022年度	207,678	0.25～0.90
2023年度	238,504	0.25～1.20

- (注) 1. 責任準備金残高は、個人保険および個人年金保険の責任準備金(危険準備金を除く)を記載しています。
2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金保険	団体保険	合 計
2022年度	前年度末現在	75	45	201	322
	利息による増加	0	0	—	0
	配当金支払による減少	3	4	184	192
	当年度繰入額	△0	△0	173	173
	当年度末現在	71	41	191	304
		(71)	(41)	(—)	(113)
2023年度	前年度末現在	71	41	191	304
	利息による増加	0	0	—	0
	配当金支払による減少	4	4	157	167
	当年度繰入額	3	3	146	153
	当年度末現在	70	41	179	290
		(66)	(37)	(—)	(103)

(注)()内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期末残高	当期増減額
貸倒引当金	一般貸倒引当金	0	0	0
	個別貸倒引当金	0	0	0
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
退職給付引当金		4	6	2
価格変動準備金		11,349	12,712	1,363

(注)計上の理由及び算定方法については、注記事項(貸借対照表関係)に記載しているため省略しています。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資 本 金		35,499	—	—	35,499	
うち 既発行株式	普 通 株 式	(886千株)	(一千株)	(一千株)	(886千株)	
		35,499	—	—	35,499	
	計	35,499	—	—	35,499	
資 本 剰 余 金	(資 本 準 備 金)	25,499	—	—	25,499	
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—	
	計	25,499	—	—	25,499	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
個 人 保 険	224,307	257,398
（う ち 一 時 払）	（ 213,722 ）	（ 246,979 ）
（う ち 年 払）	（ 2,092 ）	（ 2,100 ）
（う ち 半 年 払）	（ 36 ）	（ 35 ）
（う ち 月 払）	（ 8,456 ）	（ 8,283 ）
個 人 年 金 保 険	9,537	8,774
（う ち 一 時 払）	（ — ）	（ — ）
（う ち 年 払）	（ 166 ）	（ 138 ）
（う ち 半 年 払）	（ 1 ）	（ 1 ）
（う ち 月 払）	（ 9,369 ）	（ 8,634 ）
団 体 保 険	584	570
そ の 他 共 計	234,430	266,743

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	2023年度 合 計	2022年度 合 計
死 亡 保 険 金	12,179	—	301	12,480	11,639
災 害 保 険 金	3	—	0	3	4
高 度 障 害 保 険 金	96	—	27	123	116
満 期 保 険 金	264	—	—	264	993
そ の 他	1	—	5	6	8
合 計	12,543	—	334	12,878	12,762

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	2023年度 合 計	2022年度 合 計
274	111,757	3	112,036	134,642

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	2023年度 合 計	2022年度 合 計
死 亡 給 付 金	0	3,433	—	3,434	4,206
入 院 給 付 金	257	0	0	257	560
手 術 給 付 金	191	0	—	192	184
障 害 給 付 金	1	—	0	1	1
生 存 給 付 金	256	0	—	256	269
そ の 他	28	—	—	28	23
合 計	736	3,434	0	4,170	5,244

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	2023年度 合 計	2022年度 合 計
22,813	5,584	—	28,398	22,266

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却 累計額	当期末残高	償却累計率 (%)
有形固定資産	572	34	421	151	73.5
建物	166	5	88	77	53.4
リース資産	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	406	29	332	74	81.8
無形固定資産	4,600	1,035	2,280	2,320	49.6
その他の資産	—	—	—	—	—
合 計	5,173	1,070	2,701	2,471	52.2

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
営業活動費	3,865	5,688
営業管理費	84	83
一般管理費	5,950	6,254
合 計	9,900	12,026

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
国 税	916	1,025
消費税	732	816
特別法人事業税	168	191
印紙税	14	17
登録免許税	0	0
その他の国税	—	—
地 方 税	801	905
地方消費税	205	230
法人事業税	587	666
固定資産税	1	1
事業所税	6	6
その他の地方税	—	—
合 計	1,717	1,930

(18) リース取引

<リース取引(借主側)>

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引はありません。

(19) 借入金残存期間別残高

該当ありません。

4 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

① 運用環境

2023年度のがわが国経済は、前半は新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行したことにより、個人消費や企業生産活動の再開が進み、緩やかな回復基調となりました。後半は、実質賃金がマイナス幅を拡大しつつも、円安を背景としたインバウンド需要や省力化投資、AI関連投資が下支えし、全体として緩やかな回復基調が続きました。

国内株式については、日経平均株価は28,200円台での取引開始となりました。日銀の金融緩和姿勢や東京証券取引所の要請による企業改革への期待といった好材料を背景に、海外投資家の日本株買いが継続し、6月には33,700円台まで上昇しました。しかし、米連邦準備制度理事会(FRB)による金融引き締め長期化観測や中国経済の先行き不透明感が強まったことが重なり、10月には30,400円台まで下落しました。以降は、日銀による金融政策正常化懸念が高まったものの、FRBによる早期の利下げ期待や円安による企業業績の拡大、新NISAの開始などがサポートとなり、株価は力強く上昇しました。連続的な利上げが日銀により否定されたことも好感され、3月には一時40,900円台に達し、年度末は40,300円台で取引を終えました。

長期金利については、10年国債利回りは0.340%で取引を開始しました。4月には植田日銀新総裁が就任し、市場では金融政策正常化への思惑が交錯する中、0.480%まで上昇しました。さらに、7月に日銀が長短金利操作の運用柔軟化を決定すると、長期金利はこれまで日銀が許容変動幅の上限としていた水準を上回りました。以降は更なる政策修正期待が高まったことに加えて、FRBによる金融引き締め長期化観測から米国の長期金利が大幅上昇したことを受けて、上昇基調を維持し、11月には一時0.970%をつけました。米国で弱い経済指標が見られ、FRBによる早期の利下げ期待が高まる中、1月には0.550%まで低下しましたが、マイナス金利の撤廃期待が再度広がり、3月の日銀決定会合前には0.800%に近づき、年度末は0.725%で取引を終えました。

ドル円相場については、132円台で取引を開始しました。日銀が粘り強く金融緩和を継続する姿勢を示したことで、金融引き締めを続けるFRBとの金融政策の方向性の違いが意識され、6月には145円台まで上昇しました。7月には米物価指標の下振れに伴うドル安圧力の強まりから137円台まで下落しましたが、米国経済が底堅く推移する中で、米国の長期金利が上昇基調に転じると、日米金利差の拡大からドル円は再び上昇基調に転じ、11月には151円台まで上昇しました。FRBが早期の利下げを示唆したことから12月には140円台まで下落しましたが、米物価指標が強含み、米国の長期金利が上昇に転じたことに加え、日銀による将来の利上げペースが緩やかになるという市場の予想が高まったため、ドル円は上昇基調を維持し、年度末は151円台で取引を終えました。

② 運用方針

資金の性格に鑑み、安全性を基本としつつ、長期、安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、国内公社債への投資を軸とした運用方針としています。

金融環境の変化に対応し、効率的運用を行うと同時に、資産の健全性確保を図ります。

③ 運用実績の概況

2023年度末の一般勘定資産(総資産)は、前年度末から1,115億円増加し、1兆8,284億円となりました。主な内訳は公社債の1兆7,128億円で、総資産構成比93.7%であります。

資産運用収益は、利息及び配当金等収入が213億円、収益全体では213億円となりました。一方、資産運用費用は27億円となり、資産運用収支は185億円となりました。

含み損益(時価と帳簿価額との差損益)は、59億円(内訳は公社債の21億円、株式の1億円、その他の証券の36億円)となりました。

④ ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	2022年度末		2023年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	115,436	6.7	81,804	4.5
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	1,586,928	92.4	1,731,360	94.7
公 社 債	1,577,210	91.9	1,712,857	93.7
株 式	149	0.0	213	0.0
外 国 証 券	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	9,568	0.6	18,289	1.0
貸 付 金	3,368	0.2	3,357	0.2
保 険 約 款 貸 付	3,368	0.2	3,357	0.2
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	83	0.0	77	0.0
繰 延 税 金 資 産	3,014	0.2	3,356	0.2
そ の 他	8,035	0.5	8,504	0.5
貸 倒 引 当 金	△ 0	△ 0.0	△ 0	△ 0.0
合 計	1,716,866	100.0	1,828,460	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	—	—	—	—

(注)不動産については有形固定資産のうち建物の金額を計上しております。

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	△ 40,555	△ 33,632
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	101,772	144,432
公 社 債	96,049	135,646
株 式	2	64
外 国 証 券	—	—
公 社 債	—	—
株 式 等	—	—
そ の 他 の 証 券	5,720	8,721
貸 付 金	96	△ 10
保 険 約 款 貸 付	96	△ 10
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	△ 6	△ 5
繰 延 税 金 資 産	1,524	341
そ の 他	△ 1,561	468
貸 倒 引 当 金	0	△ 0
合 計	61,269	111,593
う ち 外 貨 建 資 産	—	—

(注)不動産については有形固定資産のうち建物の金額を計上しております。

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	2022年度	2023年度
現 預 金・ コ ー ル ロ ー ン	0.00	0.00
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	1.24	1.11
う ち 公 社 債	1.23	1.09
う ち 株 式	7.64	46.64
う ち 外 国 証 券	—	—
貸 付 金	3.27	2.91
う ち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—
一 般 勘 定 計	1.13	1.04

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
現 預 金・ コ ー ル ロ ー ン	134,594	99,331
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	1,521,691	1,665,727
う ち 公 社 債	1,515,277	1,653,848
う ち 株 式	51	49
う ち 外 国 証 券	—	—
貸 付 金	3,322	3,371
う ち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	90	83
一 般 勘 定 計	1,673,308	1,781,606
う ち 海 外 投 融 資	—	—

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	18,742	21,319
商 品 有 価 証 券 運 用 益	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	—	—
有 価 証 券 売 却 益	1,008	19
有 価 証 券 償 還 益	—	—
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
為 替 差 益	—	—
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	—	—
そ の 他 運 用 収 益	—	—
合 計	19,750	21,339

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
支 払 利 息	9	14
商 品 有 価 証 券 運 用 損	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損	—	—
有 価 証 券 売 却 損	826	2,734
有 価 証 券 評 価 損	—	—
有 価 証 券 償 還 損	—	—
金 融 派 生 商 品 費 用	—	—
為 替 差 損	—	—
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0	0
貸 付 金 償 却	—	—
賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費	—	—
そ の 他 運 用 費 用	4	4
合 計	841	2,754

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
預 貯 金 利 息	0	0
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	18,633	21,221
公 社 債 利 息	18,504	20,762
株 式 配 当 金	3	3
外 国 証 券 利 息 配 当 金	—	—
貸 付 金 利 息	108	98
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	18,742	21,319

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
国 債 等 債 券	1,008	—
株 式 等	—	19
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	1,008	19

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
国 債 等 債 券	826	2,734
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	826	2,734

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
国 債 等 債 券	—	—
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	—	—

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分		2022年度末		2023年度末	
		金 額	占 率	金 額	占 率
国	債	803,107	50.6	919,112	53.1
地 方	債	243,750	15.4	225,994	13.1
社	債	530,352	33.4	567,750	32.8
うち 公 社 ・ 公 団	債	149,578	9.4	141,008	8.1
株	式	149	0.0	213	0.0
外 国 証 券		—	—	—	—
公 社	債	—	—	—	—
株 式 等		—	—	—	—
そ の 他 の 証 券		9,568	0.6	18,289	1.1
合 計		1,586,928	100.0	1,731,360	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2022年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め ないものを 含む)	合 計
有 価 証 券	92,721	136,662	112,337	186,588	335,441	723,175	1,586,928
国 債	14,404	23,100	10,549	109,994	196,301	448,758	803,107
地 方 債	24,413	20,762	21,319	26,805	38,892	111,557	243,750
社 債	53,903	92,800	80,469	49,788	100,248	153,142	530,352
株 式						149	149
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	9,568	9,568
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

区 分	2023年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め ないものを 含む)	合 計
有 価 証 券	75,778	141,679	101,660	332,653	218,612	860,976	1,731,360
国 債	15,218	11,908	23,314	241,107	54,151	573,410	919,112
地 方 債	9,769	28,295	15,834	29,310	34,940	107,844	225,994
社 債	50,790	101,475	62,511	62,235	129,520	161,216	567,750
株 式						213	213
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	18,289	18,289
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：％)

区 分	2022年度末	2023年度末
公 社 債	1.24	1.28
外 国 公 社 債	—	—

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、％)

区 分		2022年度末		2023年度末	
		金 額	占 率	金 額	占 率
水 産 ・ 農 林 業		—	—	—	—
鉱 業		—	—	—	—
建 設 業		—	—	—	—
製 造 業	食 料 品	35	23.6	44	20.6
	織 維 製 品	—	—	—	—
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—	—
	化 学	—	—	—	—
	医 薬 品	—	—	—	—
	石 油 ・ 石 炭 製 品	—	—	—	—
	ゴ ム 製 品	—	—	—	—
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	—	—	—	—
	鉄 鋼	—	—	—	—
	非 鉄 金 属	—	—	—	—
	金 属 製 品	—	—	—	—
	機 械	—	—	—	—
	電 気 機 器	41	27.6	48	22.7
	輸 送 用 機 器	—	—	—	—
	精 密 機 器	—	—	—	—
	そ の 他 製 品	—	—	—	—
電 気 ・ ガ ス 業		—	—	—	—
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	73	48.8	121	56.7
	海 運 業	—	—	—	—
	空 運 業	—	—	—	—
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	—	—	—	—
	情 報 ・ 通 信 業	—	—	—	—
商 業	卸 売 業	—	—	—	—
	小 売 業	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	—	—	—	—
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	—	—	—	—
	保 険 業	—	—	—	—
	そ の 他 金 融 業	—	—	—	—
不 動 産 業		—	—	—	—
サ ー ビ ス 業		—	—	—	—
合 計		149	100.0	213	100.0

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	2022年度末	2023年度末
保 険 約 款 貸 付	3,368	3,357
契 約 者 貸 付	2,836	2,839
保 険 料 振 替 貸 付	531	517
一 般 貸 付	—	—
(うち非居住者貸付)	(—)	(—)
企 業 貸 付	—	—
(うち国内企業向け)	(—)	(—)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	—	—
住 宅 口 ー ン	—	—
消 費 者 口 ー ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	3,368	3,357

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率(%)
2022年度	土地	—	—	—	—	—	—
	建物	90	—	—	6	83	49.9
	リース資産	—	—	—	—	—	—
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	74	18	2	23	66	83.4
	合 計	164	18	2	30	149	73.6
2023年度	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—
	土地	—	—	—	—	—	—
	建物	83	—	—	5	77	53.4
	リース資産	—	—	—	—	—	—
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	66	36	0	29	74	81.8
	合 計	149	36	0	34	151	73.5
	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—

(注) 償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額の割合です。

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区 分	2022年度末	2023年度末
不動産残高	83	77
営業用	83	77
賃貸用	—	—
賃貸用ビル保有数	— 棟	— 棟

(24) 固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
有形固定資産	—	—
土地	—	—
建物	—	—
リース資産	—	—
その他	—	—
無形固定資産	—	—
その他	—	—
合 計	—	—
うち賃貸等不動産	—	—

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度
有形固定資産	2	0
土地	—	—
建物	—	—
リース資産	—	—
その他	2	0
無形固定資産	—	3
その他	—	—
合 計	2	3
うち賃貸等不動産	—	—

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

該当ありません。

(28) 海外投融資利回り

該当ありません。

(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

該当ありません。

5 有価証券等の時価情報(一般勘定)

当社の勘定はすべて一般勘定で、前記V-8のとおりです。

VII 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

VIII 保険会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

生命保険協会統一開示基準項目一覧

このディスクロージャー資料は、一般社団法人生命保険協会の定める「ディスクロージャー開示基準」にもとづいて作成しています。その基準における各項目は以下のページに記載しています。

I 保険会社の概況及び組織

1 沿革	1、21
2 経営の組織	22
3 店舗網一覧	22
4 資本金の推移	21
5 株式の総数	21
6 株式の状況	21
7 主要株主の状況	22
8 取締役及び監査役	23
9 会計参与の氏名又は名称	該当ありません
10 会計監査人の氏名又は名称	24
11 従業員の在籍・採用状況	24
12 平均給与（内勤職員）	24
13 平均給与（営業職員）	該当ありません

II 保険会社の主要な業務の内容

1 主要な業務の内容	21
2 経営方針	3

III 直近事業年度における事業の概況

1 直近事業年度における事業の概況	35
2 契約者懇談会開催の概況	37
3 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例	38
4 契約者に対する情報提供の実態	39
5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	41
6 営業職員・代理店教育・研修の概略	42
7 新規開発商品の状況	43
8 保険商品一覧	44
9 情報システムに関する状況	46
10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	15

IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

V 財産の状況

1 貸借対照表	48
2 損益計算書	49
3 キャッシュ・フロー計算書	50
4 株主資本等変動計算書	51
5 保険業法に基づく債権の状況	56
6 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	該当ありません
7 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	57
8 有価証券等の時価情報（会社計）	58
9 経常利益等の明細（基礎利益）	61
10 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	62
11 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当ありません
12 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	62
13 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	該当ありません

VI 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況を示す指標等	63
2 保険契約に関する指標等	68
3 経理に関する指標等	71
4 資産運用に関する指標等	76
5 有価証券等の時価情報（一般勘定）	85

VII 保険会社の運営

1 リスク管理の体制	25
2 法令遵守の体制	28
3 法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性	29
4 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称 指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	39
5 個人データ保護について	30
6 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	34

VIII 特別勘定に関する指標等

該当ありません

IX 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません



フコクしんらい
smart life partner

フコクしんらい生命保険株式会社

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1
TEL 03-6731-2100 (代表)
URL <https://www.fukokushinrai.co.jp>

